

笑顔を求めて

—神戸の児童支援—

令和6年度 事業報告

神戸市こども家庭センター

目 次

◇ 令和6年度 事業報告	頁
第1章 こども家庭センターの概要	1
第2章 養 護 相 談	11
第3章 虐 待 相 談	13
第4章 障 害 相 談	17
第5章 非 行 相 談	21
第6章 育 成 相 談	25
第7章 判 定 指 導	27
第8章 一 時 保 護	32
第9章 里 親 委 託	36
<資料> 統 計	39
1. 受理した相談及び対応の状況	
(1) 年齢別、相談区分別件数	
(2) 相談区分別、対応の状況	
2. 受理した相談の区分別等の推移	
(1) 相談区分別の推移	
(2) 相談経路別の推移	
(3) 対応区分別の推移	
3. 実習生受入実績	

令和6年度事業報告

第1章 神戸市子ども家庭センターの概要

1. 設置の目的

「神戸市子ども家庭センター」（以下「子ども家庭センター」という。）は、児童福祉法第12条に定める児童相談所として神戸市が設置する行政機関である。

児童相談所の主たる設置目的は、関係機関と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することとされている（子ども家庭庁「児童相談所運営指針」による。）。

子ども家庭センターにおいても、この目的を達成するために、常に子どもの最善の利益の実現を目指して相談援助活動を行っている。

2. 業務内容

子ども家庭センターでは、原則として18歳未満の子どもを対象として、以下の業務を行っている。

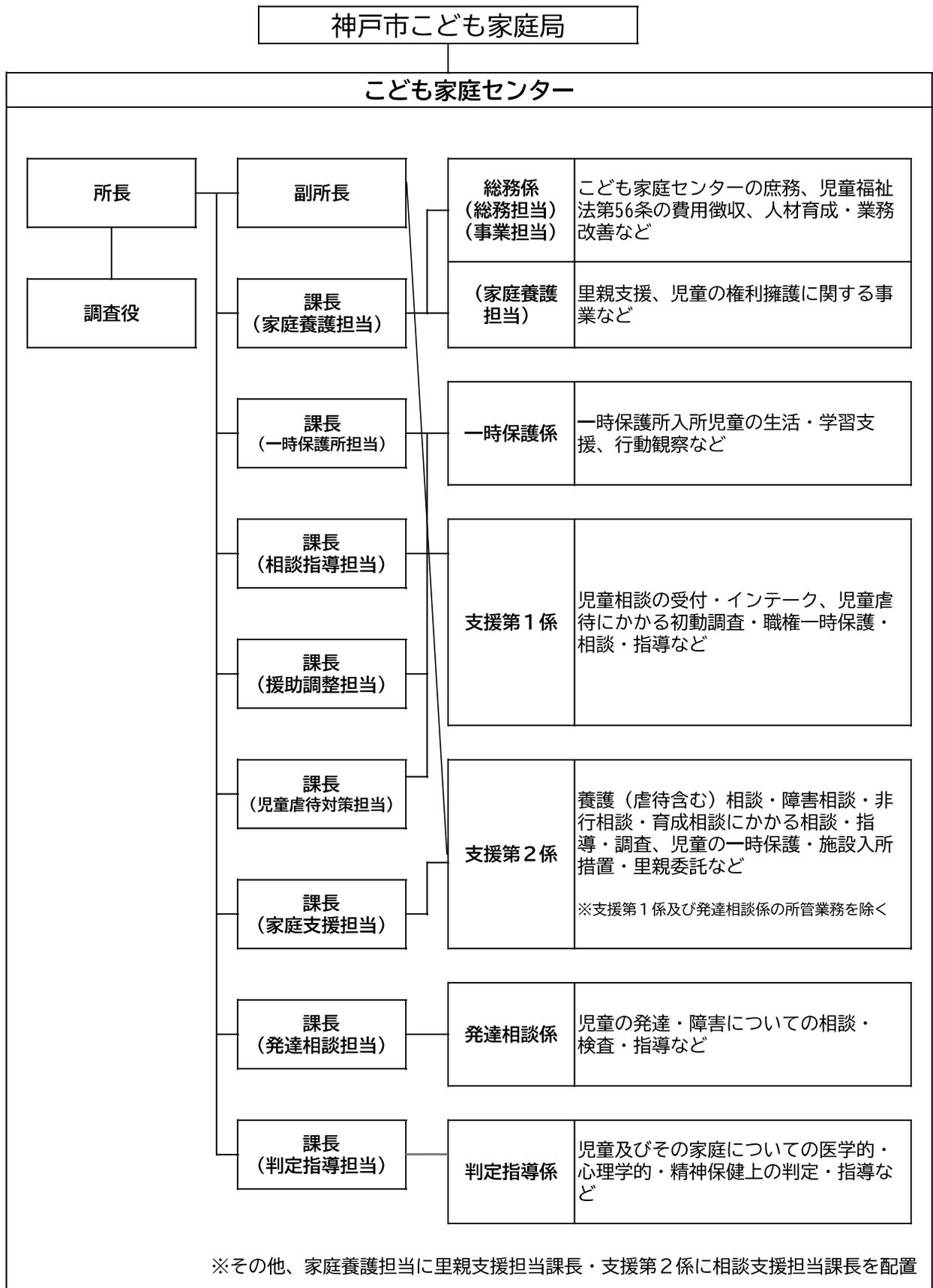
- (1) 子どもに関する家庭その他の関係機関等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること
- (2) 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと
- (3) 子ども及びその保護者について、(2)の調査又は判定に基づいて心理又は子どもの健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと
- (4) 子どもの一時保護を行うこと
- (5) 子どもの権利の擁護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該子どもの状況の把握その他の措置により当該子どもの安全を確保すること
- (6) 里親に関する普及啓発、相談対応及び必要な情報の提供、助言、研修その他の援助、里親と施設入所児童及び里親相互の交流の場の提供、里親委託にかかる里親の選定及び調整、里親による養育に関する計画の作成等を行うこと
- (7) 養子縁組に関する相談対応、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと
- (8) 子どもの権利の擁護に係る環境の整備を行うこと
- (9) 子ども及び妊産婦の福祉に関して区役所等への情報提供及び専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと

3. 沿革

昭和31年11月	生田区楠町に設置（神戸市が政令指定都市となり兵庫県より移管）
昭和32年12月	生田区橋通1丁目1に移転
昭和33年2月	一時保護所開設
昭和40年2月	兵庫区東山町4丁目20に移転
昭和62年11月	中央区東川崎町1丁目3-1（神戸市総合児童センター内）に移転
平成7年1月	阪神・淡路大震災による庁舎復旧工事のため一時仮移転 （移転先・移転期間） <ul style="list-style-type: none">・一時保護部門：若葉学園（平成7年3月1日～平成8年4月20日）・相談判定部門：総合福祉センター（平成7年11月1日～平成8年4月20日）
平成8年4月	職制改正により保健福祉局創設
平成13年4月	市民に身近な相談機関として位置づけるため、名称を「神戸市児童相談所」から「神戸市子ども家庭センター」に変更 事業所の格付を2類から1類に変更して副所長を配置

	児童虐待への対応のため「家庭支援係」を設置
平成14年 4月	子育て支援室担当主幹（保健師：嘱託職員）を配置
平成17年 4月	総務担当主幹を配置
平成18年 4月	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成19年 4月	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成22年 4月	「育成相談係」を設置
平成23年 4月	児童虐待対応担当主幹を配置
平成24年 4月	組織改正によりこども家庭局創設
平成25年 4月	家庭支援係に担当係長 1名を増配置
平成26年 4月	判定指導係に「障害児相談・検査専任チーム」を設置
平成28年 4月	家庭支援係に児童福祉司 3名を増配置
平成30年 4月	家庭支援係及び判定指導係に児童心理司を 1名ずつ増配置
平成31年 4月	職制改正により養育支援係を「発達相談係」に、育成相談係及び養育支援第 2 係を統合して「養育支援係」に変更
	家庭支援係に担当係長（児童福祉司） 1名を増配置
	児童福祉司を家庭支援係に 2名、養育支援係に 1名、児童心理司を判定指導係に 2名増配置
令和元年10月	児童福祉法務専門官（常勤弁護士）を配置
令和 2年 4月	児童虐待対応担当課長を 1名増配置
令和 2年 4月	児童福祉司を家庭支援係に 5名、養育支援係に 2名、発達相談係に 1名、児童心理司を判定指導係に 2名増配置
	一時保護係に児童指導員 2名を増配置
令和 2年10月	児童虐待対策担当課長を配置（兵庫県警察より出向）
令和 3年 4月	家庭支援係（支援担当）に担当係長 2名（児童福祉司・児童心理司各 1名）、発達相談係に担当係長 1名（児童福祉司）を増配置
	家庭支援係（支援担当）に児童福祉司 6名、判定指導係に児童心理司 1名を増配置
	一時保護係に児童指導員 5名を増配置
令和 4年 4月	一時保護所担当課長を配置し、児童虐待対応担当課長（2名）の補職名を「相談指導担当課長」「家庭支援担当課長」にそれぞれ変更
	「家庭支援係」「養育支援係」を廃止し、「支援第 1 係」「支援第 2 係」に再編
	支援第 2 係に担当係長 1名を含む児童福祉司 7名、児童心理司を 1名増配置
	発達相談係に児童福祉司 6名、児童心理司 1名を増配置
	一時保護係に児童指導員・保育士合計 4名を増配置
令和 5年 2月	兵庫区上庄通 1 丁目 1 - 27に移転
令和 5年 4月	課長（家庭養護担当）及び係長（家庭養護担当）を配置し、家庭養護担当の児童福祉司（里親養育支援担当）を 1名増員
	支援第 1 係に係長 1名を含む児童福祉司 3名を増配置
	発達相談係に児童心理司 4名、判定指導係に児童心理司 1名を増配置
令和 6年 4月	課長（援助調整担当）を配置し、総務係及び支援第 2 係に係長を 1名ずつ増配置
	するとともに、家庭養護担当の児童福祉司（里親養育支援担当）を 1名増員
令和 7年 4月	判定指導係に児童心理司 3名を増配置

4. 組織体制図（令和7年度）



5. 職員配置（令和7年5月1日現在）

こども家庭センター職員数

	一般職員(兼務含む)											育 児 休 業 代 替 期 付 職 員 等	再任用職員							
	部 長 級	課 長 級 *1	係 長 級 *2	事 務	児 童 福 祉 司 *3	児 童 指 導 員	保 育 士	看 護 師	保 健 師 *4	児 童 心 理 司 *3	管 理 栄 養 士		施 設 管 理 員	自 動 車 運 転 手	小 計	係 長 級	里 親 等 委 託 調 整 員	相 談 員	障 害 相 談 受 付	小 計
所長	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	0
副所長	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	0
調査役	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	1	-	-	-	1
総務係	総務担当	-	1	2	1	1	-	-	-	-	-	1	1	7	-	-	-	-	-	0
	家庭養護担当	-	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	1	-	-	1
一時保護係	-	1	1	-	-	17	10	2	-	-	1	-	-	32	-	-	-	-	-	0
支援第1係	-	3	6	-	18	-	-	-	1	-	-	-	-	28	1	-	-	1	-	1
支援第2係	-	2	7	-	36	-	-	-	-	3	-	-	-	48	2	-	-	-	-	0
発達相談係	-	2	2	-	7	-	-	-	-	13	-	-	-	24	-	-	-	-	1	1
判定指導係	-	1	1	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-	18	1	-	-	-	-	0
	1	12	19	1	65	17	10	2	1	32	1	1	1	163	4	1	1	1	1	4

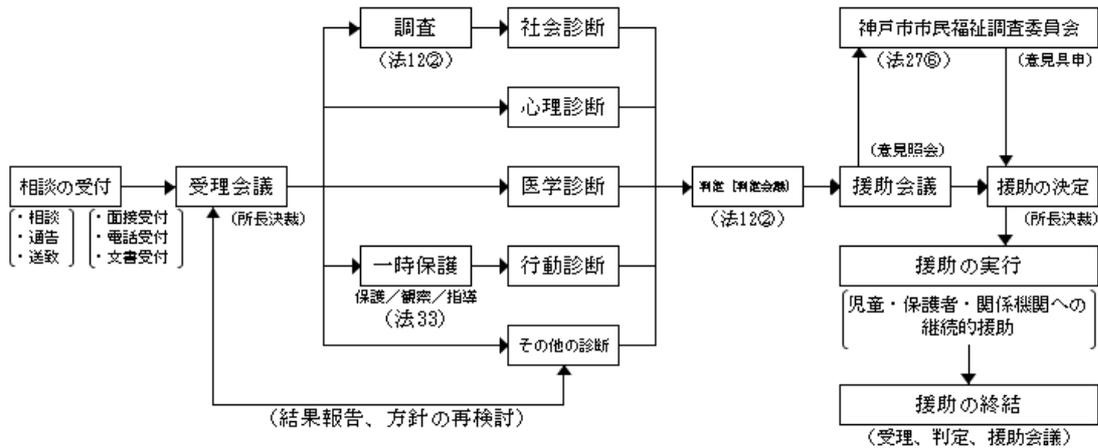
- *1 児童福祉司(8名)・児童心理司(1名)を含む。
- *2 児童福祉司(12名)・児童心理司(3名)・保健師(1名)を含む。
- *3 児童福祉司・児童心理司である課長級・係長級職員を含まない。
- *4 保健師である係長級職員を含まない。

	会計年度任用職員											非 常 勤 医 師		
	事 務	児 童 福 祉 司	児 童 指 導 員	児 童 心 理 司	心 理 療 法 担 当 職 員	心 理 判 定 員	保 健 師	里 親 支 援 員	相 談 員 等	虐 待 ・ 非 行 児 童 対 応 員	一 時 保 護 所 業 務 補 助		学 習 支 援 員 (個 別 対 応)	小 計
総務係	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	0	4	-
一時保護係	1	-	4	-	2	-	-	-	-	-	9	1	17	2
支援第1係	2	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	6	-	
支援第2係	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	3	-	
発達相談係	1	6	-	7	-	1	-	2	-	-	-	17	-	
判定指導係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	
合計	7	6	4	7	2	1	0	1	7	2	9	1	46	4

職員総数	
一般	163
育休代替等	4
再任用	4
会計年度	46
非常勤医師	4
合計	221

(再掲)			
	児童福祉司		
	児童福祉司	児童心理司	
一般職員	課長級	8	1
	係長級	12	3
担当者	65	32	
会計年度任用職員	6	7	
合計	91	43	

6. 児童相談の流れ



こども家庭センターにおける相談の流れは、概ね以下のとおりである。

- (1) インテーク担当職員が受け付ける家庭その他からの相談（法第12条第2項）、通告（法第25条）、福祉事務所長からの送致（法第25条の8）にかかるケースについて「受理会議」を開催し、当該ケースについての主たる担当者の決定及び調査、診断、一時保護の要否について協議・検討を行う。
- (2) 担当者となった児童福祉司は、当該児童についての社会調査をもとに「社会診断」を行い、児童心理司は面接・観察・心理検査などをもとに「心理診断」を行う。また、必要に応じて、児童精神科医が問診診察・検査などによる「医学診断」を行う。さらに、一時保護を行った児童については、児童指導員・保育士が「行動診断」を行う。
- (3) これらの診断により、児童の人格形成や児童のおかれている環境等についての専門的な分析を行ったうえで、総合的な「判定」を行う。
- (4) 各担当者は、それぞれの診断をもとに当該児童に必要な援助について協議・検討を行い、これらの結果に基づいて、主たる担当者である児童福祉司が援助方針を作成する。
- (5) 作成された援助方針は、原則として「援助会議」に諮る。援助会議においては、児童や保護者の意向をもとに、児童の人権が守られ、児童にとって最善の利益の実現を図るとともに、児童にとって最も良い発達や成長につなげられるように、課題の解決について検討し、援助方針を決定する。
- (6) なお、こどもまたは保護者の意向とこども家庭センターによる措置の内容が一致しないとき、法律や医療等の幅広い分野の専門的な意見を求める必要があるとき等については、「神戸市市民福祉調査委員会」の児童福祉専門分科会の一つである「権利擁護部会」の意見を聴くこととしている。

7. 相談等の状況

(1) 相談種別

養護相談	保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、環境上養護を要する児童で家庭養育が困難な児童に関する相談
非行相談	盗み、粗暴、家出、薬物乱用等の問題行為又は触法及びそのおそれのある行為のあった児童に関する相談
障害相談	心身に障害のある児童の療育相談、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談
育成相談	児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等の問題を持つ児童に関する相談

(2) 令和6年度の相談等の状況

こども家庭センターの総相談件数は、前年度の約1.05倍、465件増加となっている。

相談種別ごとにみると、養護相談（虐待相談を含む）は3,533件（前年比約10%増加）、障害相談は4,900件（前年比約1%増加）、非行相談は417件（前年比約3%減少）、育成相談は569件（前年比約23%増加）であり、養護相談、障害相談及び育成相談が増加している。

養護相談のうち、特に児童虐待に関する相談については、平成26年度以降増加し続けていたところ、令和3年度をピークに令和4年度は一旦減少していたが、令和5年度以降は再び増加し、令和6年度は過去最多の件数となっている。

なお、最も件数が多いのは障害相談であり、全体の約52%を占めていて、前年度より43件増加している。

表1 相談件数の推移 (単位：件)

種別 年度	養護 相談	障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	その他	合 計
R2	3,063	4,899	285	353	4	8,604
R3	3,218	5,098	309	383	1	9,009
R4	3,016	5,060	418	446	10	8,950
R5	3,207	4,857	430	463	1	8,958
R6	3,533	4,900	417	569	4	9,423

表2 年代別・相談種別件数の状況 (単位：件)

相談別 年齢区分	就学 前	小 学 生	中 学 生	そ の 他	合 計	構 成 比
養 護	1,305	1,186	568	474	3,533	37.5%
うち虐待(再掲)	1,161	1,092	518	393	3,164	33.6%
障 害	2,395	1,384	559	248	4,900	52.0%
非 行	3	107	197	110	417	4.4%
育 成	34	273	182	80	569	6.0%
そ の 他	0	0	0	4	4	0.1%
合 計	3,737	3,264	1,506	916	9,423	100.0%

年齢別では、就学前児童が全体の39.7%であり、特に障害相談では48.9%と約半数を占めている。また、養護相談においては36.9%、そのうちの虐待相談においては36.7%が、就学前児童である。

一方、非行相談では、中学生が全体の47.2%であり、また育成相談では、小学生が全体の48.0%となっている。

図1 相談種別相談件数

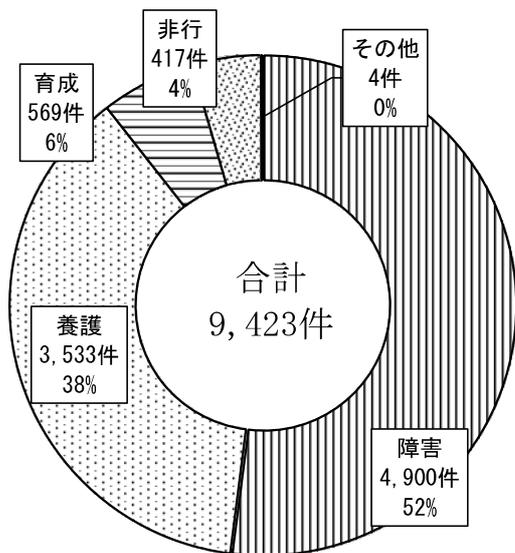


図2 年代別相談件数

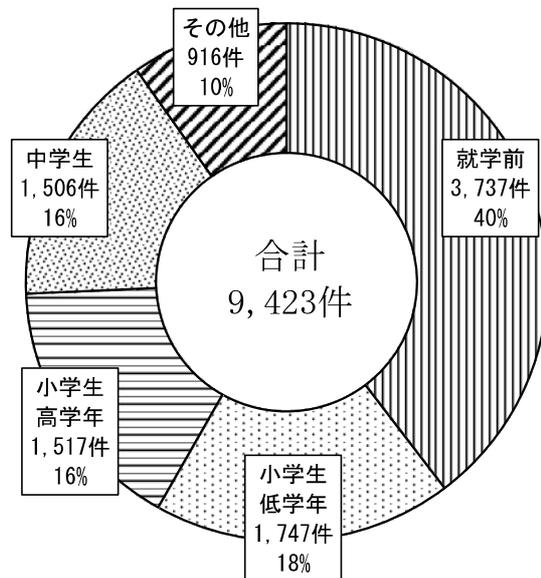


図3 相談経路別相談件数

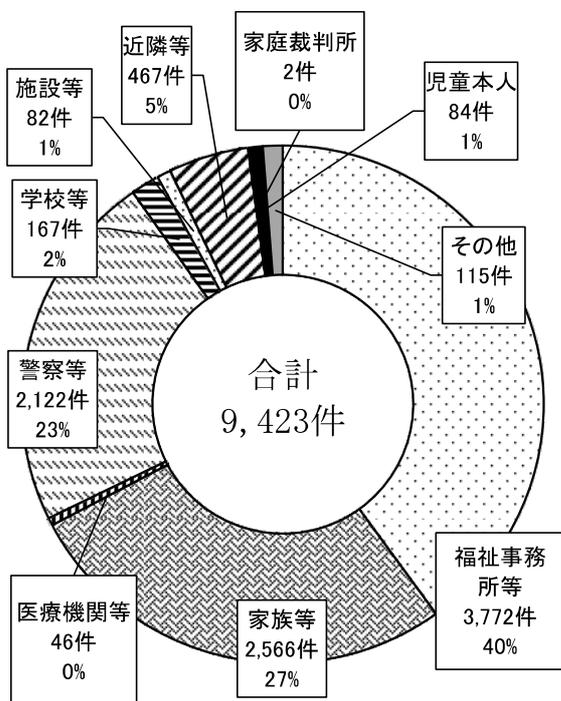
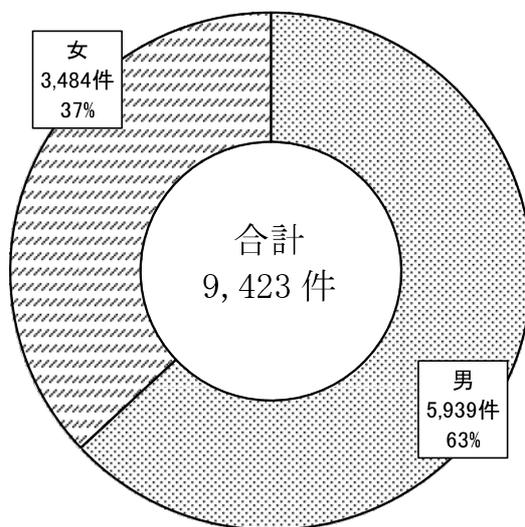


図4 性別相談件数



8. 児童虐待防止対策の推進（令和6年度実績）

児童虐待の防止及び早期発見、早期対応を図るために、以下のような取り組みを行っている。

(1) 神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会（要保護児童対策地域協議会 全体会）の開催

要保護児童の早期発見や適切な保護及び児童の自立、家庭支援を図るために、児童福祉に関する機関が連携し、情報の交換や支援内容の協議を行っている。

※児童福祉法第25条の2に定める「要保護児童対策地域協議会」の全体会として位置付けている。

※従来の児童虐待防止ネットワークである神戸市児童虐待防止連絡協議会を発展的に改組して、平成19年4月に設置。

〔構成員（順不同）

神戸市民生委員児童委員協議会、神戸市人権擁護委員協議会、法務省神戸地方法務局、兵庫県警察本部、兵庫県弁護士会、神戸地方検察庁、神戸市民間病院協会、神戸市医師会、神戸市歯科医師会、神戸市青少年育成協議会、神戸市立小学校長会、神戸市立中学校長会、神戸市立高等学校長会、神戸市立幼稚園長会、神戸市私立幼稚園連盟、神戸市私立保育園連盟、神戸市児童養護施設連盟、神戸市乳児院連盟、神戸市PTA協議会、各区こどもサポーター、SAPこどもサポートセンター、区保健福祉部等、神戸家庭裁判所（オブザーバー）

*会長：こども家庭センター所長 *事務局：こども家庭センター

〔令和6年度開催状況〕

（第32回）令和7年3月27日（木曜）

(2) 主任児童委員（こどもサポーター）研修

地域における児童虐待の防止及び早期発見と迅速な対応を目的として、主任児童委員を対象として、神戸市における児童虐待への対応や制度等に関する研修を実施。

〔令和6年度開催状況〕

（日 時）令和7年3月19日（水曜）13：30～16：00

（実施方法）対面またはオンラインによる受講（いずれかを選択）

（内 容）こどもサポーターの役割、こども家庭支援室等との連携、児童虐待の現状と対応（受講人数）62名 ※当日受講できなかった者は後日に研修動画を視聴

(3) 弁護士の配置・活用

① 児童福祉法務専門官（常勤弁護士）の配置

児童虐待件数が年々増加する中、児童相談所の法的対応力を強化し、専門性を高めるため、令和元年10月より、こども家庭センターに常勤弁護士を1名配置し、児童相談所職員に対する法的な支援や助言、保護者等への専門的見地からの助言・指導、裁判所への申立書類等の作成などの業務を行っている（令和6年度においては、常勤弁護士不在期間への対応として、2名の弁護士に児童福祉に関する法務業務を委託）。

② 児童虐待防止サポート制度

平成13年度より、こども家庭センターと兵庫県弁護士会との協力体制を構築し、児童虐待における強制的な親子分離等親権の制限を必要とする場合等の法律的な判断及び手続を弁護士にサポートしてもらい、児童虐待に迅速な対応を図ることを目的として実施。

サポート制度の登録弁護士が、こども家庭センターが開催する弁護士検討会へ出席し、必要な助言・指導等を行っている。

（令和6年度弁護士検討会実施回数 49回 相談件数 延べ1,645件）

(4) 警察との連携・警察官の配置

児童虐待防止のための情報共有及び連携強化のため、平成26年2月に兵庫県警との協定を締結し、平成31年3月に改定を行っている。

また、児童虐待事案について、警察との緊密な連携を図り、より迅速な対応を行うため、令和2年10月より、現職の警察官（警部）を「児童虐待対策担当課長」として新たに配置している。

(5) 児童相談所虐待対応ダイヤル（189（いち・はや・く））

全国共通の電話番号（189）にかけると管轄の児童相談所（神戸市の場合はこども家庭センター）につながる仕組みにより、児童虐待に関する相談・通告に24時間・365日対応している。

(6) 親子のための相談LINE

子育てや親子関係についてのSNSによる相談窓口として、令和5年2月より全国の自治体において実施。兵庫県では、児童相談所を設置している兵庫県・神戸市・明石市が受付時間や相談体制を統一して、連携しながら一体的に運用している（相談受付時間：平日の10時～20時、7年度は土曜日12時～18時を追加（祝日、年末年始除く））。

（令和6年度相談受付件数）587件

(7) 保護者カウンセリング事業

カウンセラー（大学教授・臨床心理士等）によるカウンセリングを通じて、虐待者である保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、育児方法の改善につなげることにより、虐待の防止や家族の再統合の促進を図っている。

（令和6年度実施件数）10件（延べ回数：42回）

(8) 法医学等診断体制強化事業

虐待を受けた児童等について、法医学その他の医学分野の専門医師による診断体制を確立し、適切な医学的評価を得ることにより、児童虐待の早期発見に資するとともに、児童の安全確保及び必要な支援につなげている。

（令和6年度実施件数）16件

(9) 被虐待児地域見守り支援事業

虐待の防止や問題発生時の迅速な対応につなげることを目的に、こども家庭センターが地域での見守りが必要と判断したケースについて、事業の委託を受けた児童家庭支援センターが訪問や面談等を実施して必要な指導や支援を行っている。

（令和6年度のべ実施件数）404件（1件：児童1名／1ヶ月）

(10) 関係機関との連絡会

神戸市立小・中学校校長会、兵庫県警察本部、神戸家庭裁判所、神戸市立医療センター中央市民病院、主任児童委員、こうべ学びの支援センター等との連絡会を定期的実施またはこども家庭センター職員が出席して、児童虐待防止その他児童の支援に関する情報交換等を行っている。

9. こどもの権利擁護に関する事業（令和6年度実績）

(1) こどもの意見表明支援制度

一時保護の手続等の過程におけるこどもの意見聴取の際に、こどもが自らの意見を形成し表明することを支援するため、第三者がこどもの意見を代弁する仕組みとして、令和4年2月より実施。

兵庫県弁護士会と委託契約を締結して、一時保護されたこどもや里親等委託・施設入所措置されたこども（対象は小学生以上）が希望する場合は「意見表明支援員」として弁護士を派遣している。

（令和6年度実施件数）25件

(2) 未成年後見人支援事業

児童相談所長による申立てにより未成年後見人が選任された児童等について、その未成年後見に係る報酬等の全部または一部を助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、費用負担が困難な児童等の日常生活の支援や福祉の向上につなげている。

（令和6年度実施件数）報酬助成 19件 保険料助成 11件

第2章 養 護 相 談

1. 養 護 相 談

養護相談は、保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、生活環境的に養護を必要とする児童など、家庭養育が困難な児童についての相談に応じている。

2. 相 談 の 状 況

(1) 相 談 件 数

令和6年度の養護相談の件数は3,533件で、全相談件数の約37.5%を占めており（P7図1参照）、前年と比べ虐待相談が258件の増、虐待以外の相談は68件増となっている。

(2) 相談の年齢別の状況

年齢別の状況は表2（P6）に示しているが、年齢区分では、乳幼児が1,305人で36.9%を占め、次いで小学生1,186人、中学生568人、その他474人であり、低年齢児ほど保護者の児童養育に関わる負担感が大きいことがうかがえる。

(3) 対 応 状 況

①養護相談の相談種別受付件数（図5）

社会問題となっている虐待（疑いを含む）の通告や相談は3,164件で、養護相談の89.5%と最も多い割合を占める（虐待相談については第3章参照）。児童の養育上不適切な家庭環境にかかる相談は115件で、虐待を除く養護相談の31.1%を占める。

児童が養育されている家庭環境を問題とする相談の背景は、低所得をベースに持ち、家庭不和による別居・離婚、ひとり親家庭やステップファミリーの増加、子育てへの精神的負担、核家族化による育児の孤立、保護者の精神疾患、アルコール・薬物への依存、DV（ドメスティックバイオレンス）など複雑・多様化し、子育ての基盤となる家庭機能の脆弱化がうかがえる。

虐待以外の相談件数が、前年比122%となっており、地域資源のみで家庭を支えきれない現状がうかがえる。

図5 養護相談の相談種別受付件数

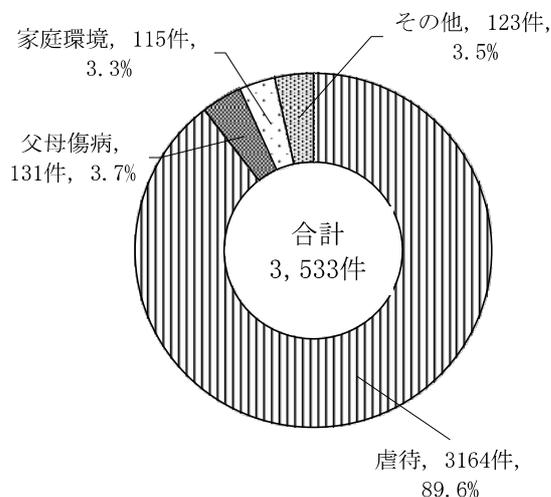
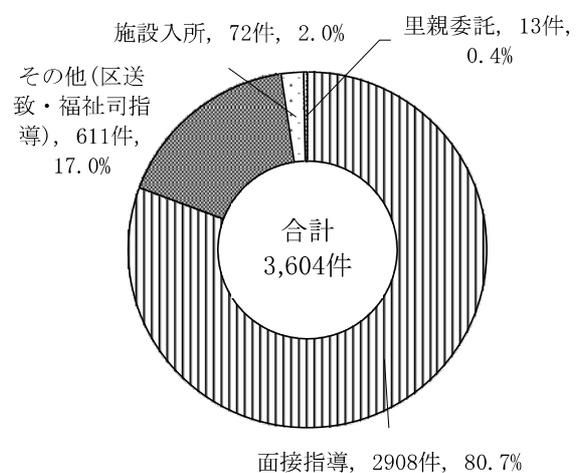


図6 養護相談対応件数（繰越含む）



②養護相談の対応状況（図6・表3）

相談に対して、助言、情報提供等を行う助言指導やこども家庭センターに通所させる継続指導のほか他機関を斡旋するなどの面接指導（措置によらない指導）が2,908件（82.0%）で最も多い。社会的養護への措置は、85件（うち里親委託は13件）2.3%であった

表3 令和6年度養護相談の理由別対応件数の状況

	家 出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	傷 病 (入院を含む)	家 族 環 境		そ の 他	計
					虐 待	そ の 他		
児童福祉施設に入所	0	1	0	7	45	18	1	72
里親・保護受託者委託	0	3	0	3	1	1	5	13
面 接 指 導	4	1	4	109	2,570	156	64	2,908
そ の 他	0	0	0	15	583	7	6	611
合 計	4	5	0	134	3,199	182	76	3,604

第3章 虐待相談

1. 虐待相談

虐待相談は、相談区分では養護相談の中に含まれており、令和6年度は養護相談のうち89.5%が虐待相談であった。

平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」第2条において、児童虐待とは次のように定義されており、虐待の種類として、第1号の「身体的虐待」、第2号の「性的虐待」、第3号の「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」、第4号の「心理的虐待」の4分類が定められている。

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

平成16年には、児童虐待の定義の見直しの中で保護者以外の同居人による児童虐待を保護者が放置することも保護者によるネグレクトとされること、児童の前でドメスティック・バイオレンスが行われることは心理的虐待に含まれることとなった。

その後、平成20年には児童の安全確認等のための立入調査等の強化、児童との面会・通信等の制限の強化、平成24年4月には親権停止制度の新設、平成28年にはしつけを名目とした児童虐待の防止、医療機関や学校が児童相談所の求めに応じ資料提供できること、令和2年4月には児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと等の法改正が行われている。

2. 虐待通告の状況

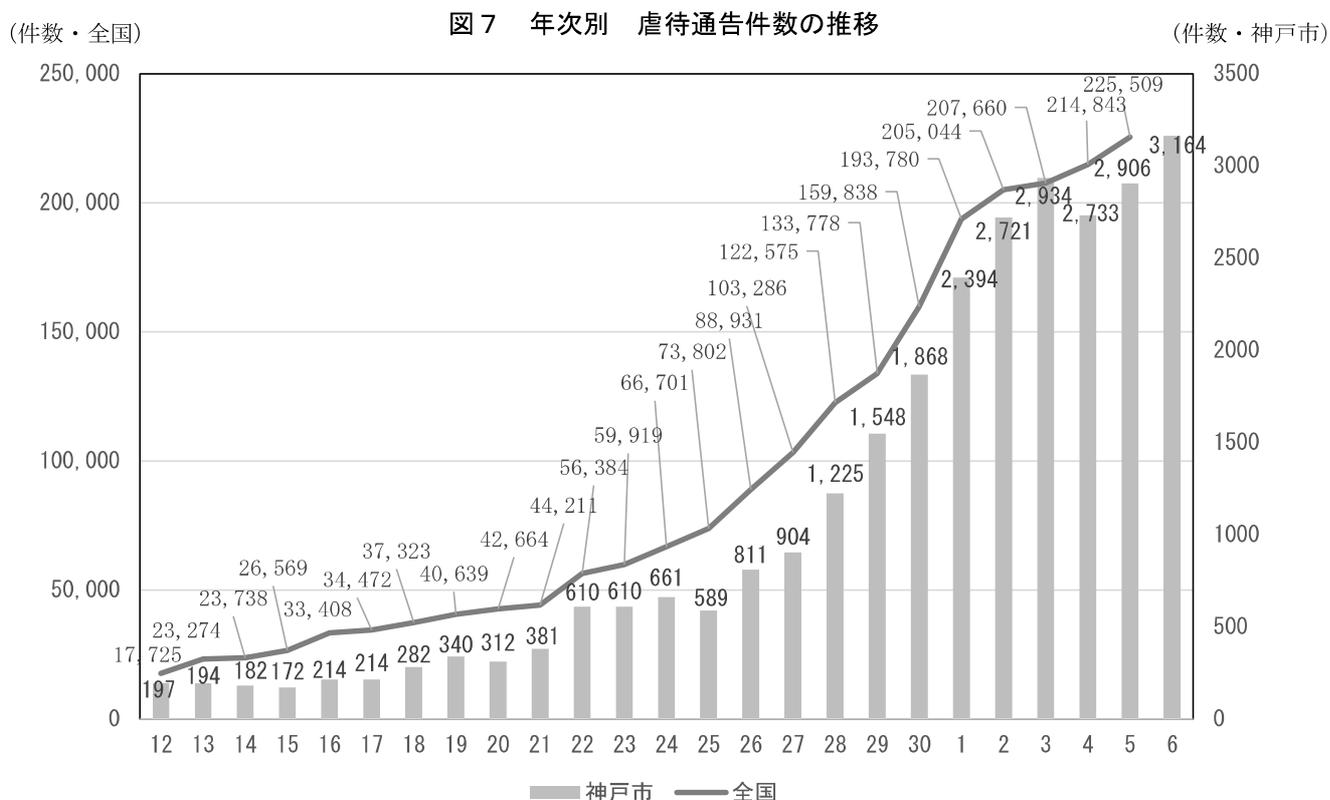
(1) 通告件数

令和6年度の児童虐待通告件数は3,164件であり、前年度の2,906件から258件増加している。これは過去に最も件数の多かった令和3年度の2,934件を上回り、これまでで最も多い件数となった。

図7のとおり通告件数は高止まりで推移しており、問題の発生している家庭からではなく、近隣者や知人、警察・学校など周辺から相談・通告が多く寄せられるようになった。警察からの通告件数が最も多く、令和6年度においても同様である。

これはマスコミ報道等により近隣者や知人が虐待について関心を深めたことや、平成30年7月20日に政府が「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を取りまとめ、緊急に実施すべき重点対策として「児童相談所と警察の情報共有の強化」が掲げられるなど児童虐待問題に対する取り組みが強化されたことが影響していると考えられ、全国的にも同様の傾向が見られる。本市においても、警察や学校等の関係機関に対して虐待対応にかかる情報共有と連携の推進、制度周知や研修を実施してきたこと

で、より積極的に相談・通告をいただけるようになったものと考えられる。



(2) 通告の内容

被虐待児の年齢と虐待類型の状況は表7、相談経路別は図8、主な虐待者は図9のとおりである。

虐待類型では、心理的虐待が59%と最も多く、保護の怠慢・拒否が18%、身体的虐待が22%、性的虐待が1%となっている。

年齢別では、小学生以下が74%を占めており、低年齢層の割合が高い。

表4 被虐待児の年齢と虐待種別の状況

類 型	年 齢					合 計	構 成 比 %
	0～3歳 児未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他		
心 理 的 虐 待	433	427	621	244	147	1,872件	59%
保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否	112	110	211	97	53	583件	18%
身 体 的 虐 待	45	110	251	165	116	687件	22%
性 的 虐 待	0	2	11	7	2	22件	1%
合 計	590件	649件	1,094件	513件	318件	3,164件	100%
構 成 比 %	19%	20%	35%	16%	10%	100%	100%

通告経路では、警察からの通告が最も多く1,761件、次いで近隣・知人からが474件、家族・親戚からが283件、こども家庭支援室からが137件、学校等からが169件となっている。

また、主な虐待者は、実父母が95%と前年度と同様に大半を占めており、前年度と比較すると、実父の件数が196件増加しており、それに伴い割合も増加している。

保護者が虐待に至る主な要因として、経済的問題や心身の問題、孤立や支援者不足などがあげられる。近年では、家族構成の複雑化や、核家族・少子化傾向が進む中、近隣との関係の希薄化と相まって、父母の育児への負担や不安が深刻化していることが考えられる。

図8 通告経路別

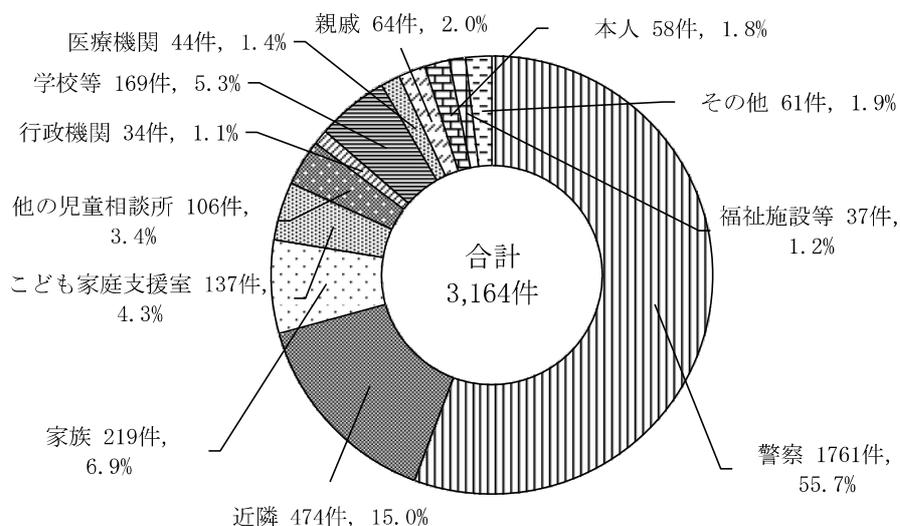
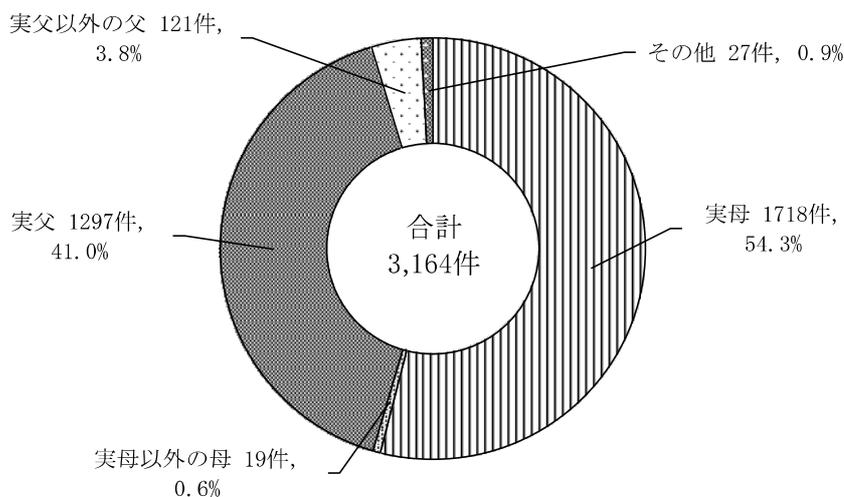


図9 主な虐待者



(3) 通告への対応

虐待通告への対応状況（対応結果）は図10のとおりである。

通告への対応としては、親子関係の調整や見直しの助言や不適切な養育に対する注意指導を行う「助言指導」、保護者と信頼関係が保たれた中でこども家庭センターに通所させる「継続指導」、措置によりこども家庭センターや児童家庭支援センターに通所させる「児童福祉司指導」、家庭から施設に児童を入所させる「入所施設措置（表8）」、「各区・支所こども家庭支援室への送致」や「他の専門機関の斡旋」等がある。

図 10 対応結果

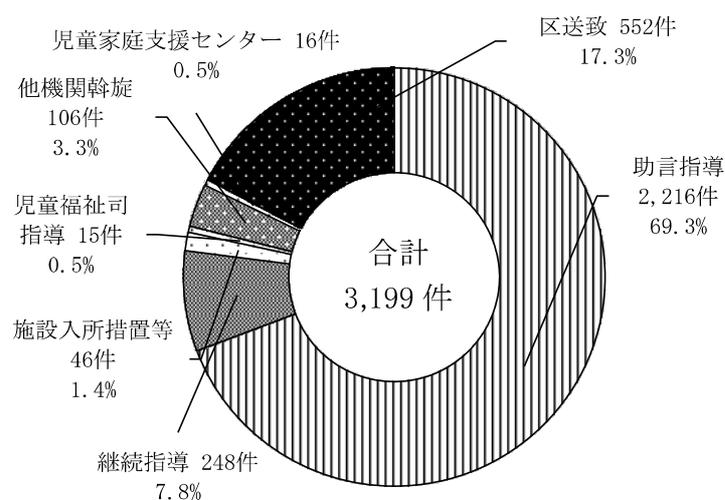


表 5 措置結果（児童福祉法第 27 条）の状況

入 所 先 等	件数	構成比
児 童 養 護 施 設	32	69.5%
乳 児 院	8	17.3%
児童自立支援施設	1	2.1%
障 害 児 施 設	0	0.0%
児童心理治療施設	3	6.5%
里 親 委 託	1	2.1%
そ の 他	1	2.1%
合 計	46	100%

3. 各区こども家庭支援室との連携について

平成14年3月に、各区・支所に子育て支援室（平成24年度より「こども家庭支援室」に名称変更）が設置され、子育てについての相談や情報の提供、啓発事業のほか、虐待通報への対応も行っている。

虐待ケースのうち、緊急度や重症度において比較的軽度と判断されるものについては区・支所において対応し、職権一時保護等が必要なケース等については、こども家庭センターへの通告・送致を行うこととしている。

また、各区・支所が調整機関となっている要保護児童対策地域協議会（要対協）の代表者会議や実務者会議等にこども家庭センターが参加する等によって情報交換の場を持つとともに、個別ケースの対応においても、随時連携しながら必要な調査や支援を行っている。

（参考） 区こども家庭支援室 相談受付件数

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	248	258	842	1,479	1,973	1,832	1,866	1,709	1,652	1,888

4. 児童虐待防止対策の推進

第1章「8. 児童虐待防止対策の推進」（P8）参照

第4章 障 害 相 談

1. 障害相談

障害相談は、心身に障害のある児童の相談及び、施設入所等の福祉措置などの相談に応じている。

2. 相談の状況

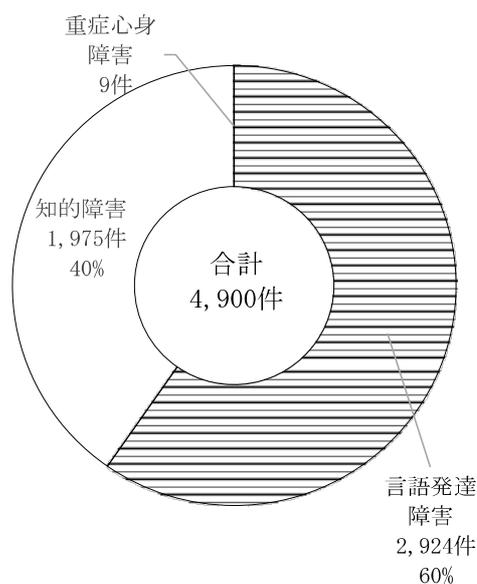
(1) 相談件数

こども家庭センターにおける障害相談件数は、令和6年度の全相談件数の52%を占め、4,900件となっている。

障害相談の種別は、図11のとおり、言語発達障害（ことばの遅れ、1歳半・3歳の乳幼児健診等の結果に基づく発達検査希望、その他児童の発達に関するさまざまな心配・気がかり）の相談が2,924件（60%）、知的障害（18歳未満の児童の療育手帳発行の判定）の相談が1,975件（40%）となっている。

障害別相談件数の推移は表6のとおりである。乳幼児健診の充実、早期発見・早期療育に対する社会的関心の高まり、地域における福祉サービスの利用希望の増加などを背景として、障害相談件数は多い。

図 11 障害別相談件数



(2) 相談の内容

言語発達障害の相談には、療育の必要性や適切な進路、児童の発達特性に応じた関わり方、施設入所を含む福祉サービス等の利用に関する相談が含まれている。

福祉サービス利用については、療育手帳や障害児通所支援受給者証等の申請窓口が区保健福祉部となっている。こども家庭センターで適切な情報提供を行ったうえで、区からの依頼に応じて、自立支援給付等決定に関する意見書を作成・発行している。

表 6 障害別相談件数の推移

(単位：件)

種別	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	計
R元	1	0	3,222	1	1,962	5,186
R2	0	0	2,840	2	2,057	4,899
R3	3	0	2,933	3	2,159	5,098
R4	1	0	2,759	6	2,294	5,060
R5	1	0	2,823	0	2,038	4,862
R6	0	0	2,924	1	1,975	4,900

また、各区保健福祉部では1歳半及び3歳児乳幼児健康診査が実施されているが、そこでスクリーニングされた児童の心理発達面での精密検査の大部分は、こども家庭センターが担っている。

その他、病院、教育関係機関、保育所等の児童福祉施設などからの助言により、相談の申し込み

をされる保護者も少なくない。発達検査結果については、保護者の申請があれば、「心理検査結果報告書」として文書交付している。

神戸市すこやか保育支援事業（以下「すこやか保育」）は、昭和53年度に発足した事業で、障がいの程度に応じて特別な配慮が必要な児童に対し、統合教育・保育を行うために必要な支援・援助をすることにより、児童の成長発達を促進することを目的としている。実施保育所（園）は年々増加している。平成29年9月にすこやか保育に関する要綱が改正され、こども家庭センターは、依頼に基づいて発達検査等を実施し、その結果に応じた意見を判定機関へ回答している（表7）。

※令和7年度より意見回答不要となる。

表7 すこやか保育に係る意見の回答状況 (単位：件)

種 別 意 見	知 的 障 害	情 緒 障 害	肢 体 不 自 由	視 力 障 害	聴 力 障 害	身 体 虚 弱	そ の 他 の 発 達 障 害	合 計
加配による配慮の 必要性あり	138	0	0	0	0	0	1	139
加配による配慮の 必要性なし	0	0	0	0	0	0	0	0
保育状況把握が必要	26	0	0	0	0	0	139	165
合 計	164	0	0	0	0	0	140	304

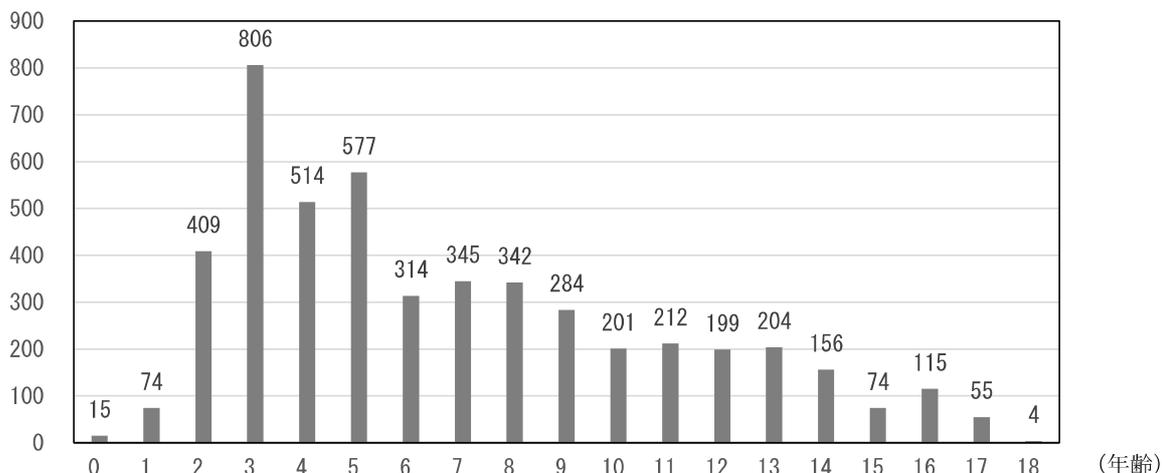
(3) 年齢別の状況

年齢別の相談状況（図12）について見ると、障害が発見されやすい乳幼児期に最も多い。乳幼児期（0～5歳）の相談は、ここ数年、障害相談件数の過半数を占め、令和6年度は2,395件、48.8%となっている。各区保健福祉部での1歳半・3歳児健診が定着し、発達チェック体制が確立したことのほか、保護者が児童の発達の遅れに不安を抱き、相談につながる場合が多い。

こども家庭センターでは各区保健福祉部、医療機関、障害児通所支援事業所、保育所、療育センター、「通級指導教室」、特別支援教育相談センター等の関係機関と連携して、相談対応を行っている。

(件数)

図 12 年齢別障害相談の状況



(4) 相談対応の状況

令和6年度の相談対応件数は、4,673件となっており、「助言・指導」が4,616件で最も多く、「継続指導」が25件、「施設契約」が1件などとなっている。

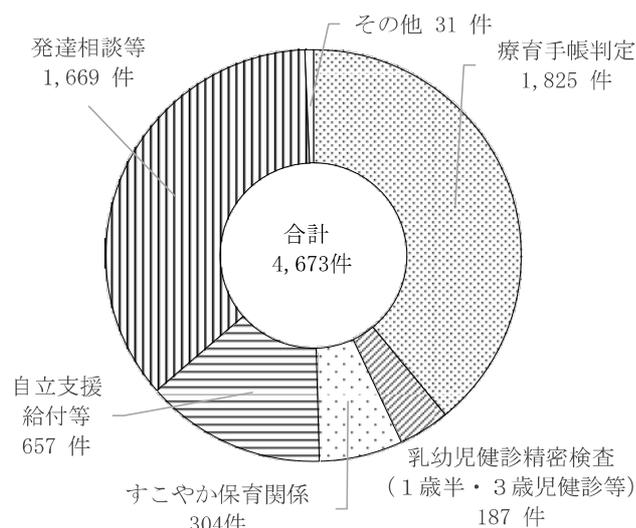
相談対応件数(図13)の内訳は、療育手帳判定1,825件、発達相談等(児童への発達検査の実施と保護者への説明・助言等)1,669件、乳幼児健診後の精密検査(1歳半・3歳児健診等)187件、すこやか保育関係304件、自立支援給付等の意見書発行657件、その他22件(継続指導、施設契約・措置)となっている。

療育手帳判定は、重度障害者医療費助成の改正の影響により、平成16年度から平成17年度は激増

(780件→965件)したが、その後も1,000件を超えて増加を続け、令和2年度には2,000件を超えた。発達に障害のある児童が福祉サービスを利用したり、発達特性への配慮を求めため、療育手帳へのニーズが高まっていると考えられる。

障害児施設への入所は原則契約となるが、児童虐待や保護者が行方不明等の場合には措置を行っている。令和7年4月1日現在、障害児施設における措置の件数は30件である。

図 13 相談対応件数



(5) 療育センターとの連携

神戸市の障害児療育体制は、平成11年開設の総合療育センター、平成27年開設の西部療育センター、平成30年度開設の東部療育センターの、3センター整備により機能強化が図られ、こどもの障害の早期発見・早期療育に向けた支援に取り組んでいる。

今後一層こども家庭センターと各療育センターとの役割分担と連携を密にし、効率的な相談体制を構築していく。

(6) こべっこランド発達支援事業

隣接する「こべっこランド」では、大学の研究グループやこども家庭センターと連携し、運動や言葉に遅れのある子どもや子育てに悩む保護者を対象に、乳幼児親子教室や感覚運動指導教室等の事業を実施している。

「発達支援プログラム」(旧：療育指導事業)では、①極低体重児(1,500g未満で出生した乳幼児)と保護者の子育てを支援する「ＹＯＹＯクラブ」、②学齢期・思春期の児童の発達課題や親子関係に悩む保護者を支援する「学齢期・思春期子育て講座」、③乳幼児、夜尿のある小学生、発達がゆっくりな就学前児童等と保護者を対象とした「親と子のふれあい講座」、④ダウン症児の早期療育プログラムである「障がい乳幼児親子教室」、⑤就学前から小学校低学年の発達障害児等を対象とした「感覚運動指導教室」の5教室・講座が開催された。

それぞれの教室や講座では、代表の研究者等を中心に、子育て支援や子どもの発達支援にかかわるプログラムの開発と実践を行っている。こども家庭センターからは、「障がい乳幼児親子教室」の参加保護者向けに、プログラム終了後の集団参加(児童発達支援、幼稚園、保育所等)や福祉サービスに関する情報提供などを行った。

第5章 非 行 相 談

1. 非 行 相 談

非行相談では、ぐ犯行為や触法行為などのあった児童の相談に応じている。

「ぐ犯」とは、以下に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある状態のことをいう。

- ・保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- ・正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと
- ・犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること
- ・自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

ぐ犯相談では、家出・乱暴・性的逸脱などの問題行動のある児童や、触法行為があつたと思料されても警察署等から法第25条による通告のない児童に関する保護者からの相談を行っている。

触法相談では、触法行為（14歳未満の児童の刑罰法令に触れる行為）により警察署等から法第25条による通告のあった児童や、犯罪行為により家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談を行っている。

2. 相 談 の 状 況

(1) 相 談 件 数

令和6年度の相談受付件数は、ぐ犯242件・触法176件、合計418件と前年比0.3%の減少であり、ほぼ同数の件数となっている。非行相談受付件数に占める警察通告の割合は、67.7%となっている。警察通告の比率が高い背景には、近年、児童虐待対応において警察と児童相談所の連携が強化されたことや、警察が少年警察活動を積極的に実施する中で、触法行為だけでなく、ぐ犯行為や要保護児童を認知する機会が増えたものと考えられるが、刑法犯や特別法犯で検挙される少年の数自体は全国的にも減少傾向にある。但し、警察通告の場合は、保護者に問題意識が乏しく、継続指導に至らない事例もある。

警察からの通告以外の経路は、保護者からの任意相談が大半となっている。

表 8 ぐ犯・触法相談種別と通告件数の推移

(単位：件)

	相 談 受 付 件 数			通 告 の 状 況	
	相 談 種 別		合 計 (A)	警 察 通 告 (B)	左の割合 B/A (%)
	ぐ犯相談	触法相談			
R2	125	160	285	215	75.4
R3	131	178	309	248	80.2
R4	197	221	418	308	73.6
R5	234	196	430	302	70.2
R6	241	176	417	283	67.8

(2) 相談の内容

触法通告としては、暴行・傷害、万引、自転車等の窃盗が引続き高い割合を占めており、占有離脱物横領を含めたいわゆる初発型非行の割合は60.7%になっている。

警察からの送致事件となるいわゆる「重大触法事件」（故意の犯罪行為による被害者死亡事件・短期2年以上の懲役若しくは禁固に該当する事件）については、令和6年度は0件であった。

児童の問題行動の背景には、経済的困窮、離婚等の養育環境上の要因や児童自身の被虐待経験、知的もしくは発達障害等の要因があげられる。

親子が抱える困難状況から家族員相互の関係が形成されず、家族内で問題解決を図ることができない世帯が多く、加えて近親者や近隣住民との関係も希薄なため協力を得られず、孤立している場合が多い。

非行相談の傾向としては、以下の点が挙げられる。

① 非行の一般化

特定の児童に限った問題ではなく、ごく普通に家庭、学校生活を送っている児童が万引や無断外泊などの触法、ぐ犯事件を起こすなど、問題行動の裾野が広がる傾向にある。また、これまで家庭や学校内の指導でとどまっていた小学校低学年の事案に警察や当所が初期の段階から介入することを求められる例もある。

② 交遊関係の拡大、スピード化

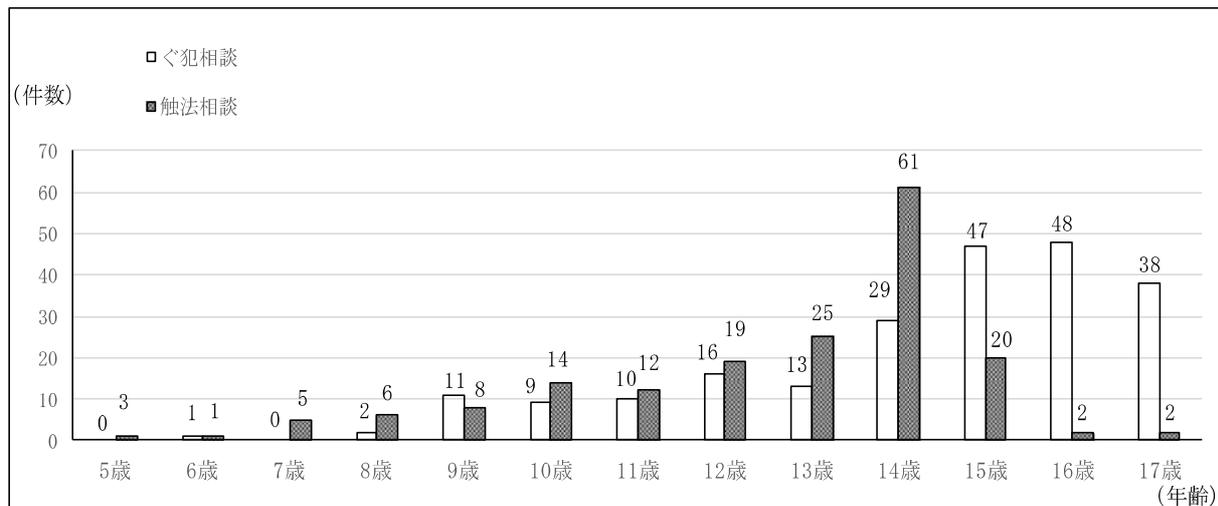
携帯電話やスマートフォン等の普及により、従来、校区内や近隣校にとどまっていた交遊関係が広域化し、さらに、成人を含めた年齢差のある者と行動を共にする傾向が顕著となっており、保護者や学校が把握することが困難な状況になっている。そのため、家出をした場合、長期化するだけでなく、行動範囲が広がったことにより居場所の特定が遅れ、発見しにくい状況の中、不適切な異性交遊や触法行為などを繰り返し、ぐ犯性を高めている。加えて、福祉犯罪の被害者となる場合もあり、特に女子児童は、重大な結果をもたらす可能性がある。

③ インターネットの普及

インターネットの普及により、誹謗・中傷等の書き込みからのトラブル、また、有害なサイトを見ることにより不適切な情報を得て、仮想と現実を混同してしまうことにより、道徳的判断が欠落し、実際に社会的逸脱行為等におよんでしまう傾向が見られる。

(3) 年齢別の状況

図14 年齢別ぐ犯・触法相談の状況



年齢別の状況は図14の通りである。

ぐ犯相談では15歳～16歳、触法相談では14歳が頂点となっており、思春期になり不安定さが増す状況を反映している。警察からの通告による触法相談は13歳から14歳（触法行為時：13歳、通告時：14歳）が中心となっているが、このことは、14歳以上の児童については犯罪事件として家庭裁判所に送致されることが影響している。

(4) 相談対応の内容

非行相談に対し、こども家庭センターが行う具体的な対応には以下のものがある。

- ① 一過性の非行で比較的簡単な助言指導を行う（助言指導）。
- ② 主たる非行は改善されたが、学校生活や交遊関係などに不安定要素があり、継続的な観察や通所による面接等を行う（継続指導）。
- ③ 触法行為をしたが一過性のもので、家庭や学校の指導で再発を防止できると判断する事例などは、児童及び保護者に訓戒し、再び問題行為を繰り返さないことを誓約させる。

（児童福祉法第27条第1項第1号措置「訓戒・誓約」）

- ④ 日常生活に乱れがあるなど、家庭内の葛藤が原因で非行を再発すると判断した場合は定期的にこども家庭センターに通所させて児童福祉司、児童心理司が指導する。児童や保護者との面接をもとに家族関係の調整や児童へのカウンセリングを行い、さらに学校と連携して交遊関係や学校生活の安定を図る。

（児童福祉法第27条第1項第2号措置「児童福祉司指導」）

- ⑤ 在宅での通所指導では親子関係の調整が困難であり、非行性が高く問題行動を繰り返すおそれがある事例は児童福祉施設（児童自立支援施設、児童養護施設等）への入所措置を行う。

（児童福祉法第27条第1項第3号措置「児童福祉施設入所」）

- ⑥ 非行内容の重大性や児童・保護者の非協力的な姿勢など、福祉的な措置では指導が困難であり、審判に附すべきと判断した場合、家庭裁判所に送致する。

（児童福祉法第27条第1項第4号措置「家庭裁判所送致」）

令和6年度の対応状況は表9のとおりである。

相談に対して、生活習慣の改善や家庭基盤の修復等を児童福祉司が通所や訪問などで指導を行いながら親子関係の見直しや調整等を行う助言、継続指導等の面接指導（措置によらない指導）が366件と最も多く、全体の91.9%を占めている。

家庭から児童を分離して処遇する児童福祉施設（児童自立支援施設・児童養護施設等）への入所措置9件、家庭裁判所送致は1件となっている。

表9 く犯・触法等相談種別対応件数の状況

(単位：件)

処理別 内容別	助言・ 継続指導	訓戒・ 誓約 (1号)	児童福祉 司の指導 (2号)	児童福祉 施設入所 (3号)	家庭裁判 所送致 (4号)	その他	合計	処理中 (参考)
く犯相談	220	3	4	6	0	6	239	20
触法相談	146	6	1	3	1	2	159	29
合計	366	9	5	9	1	8	398	49

第6章 育 成 相 談

1. 育 成 相 談

育成相談は、児童の性格行動、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等に問題がある児童についての相談に応じている。

2. 相 談 の 状 況

表 10 育成相談件数の推移 (単位：件)

1) 相 談 件 数

令和6年度の相談件数は表10のとおり569件で、全相談件数の6.0%を占めている。

相談の種別では、性格・行動の相談が417件、不登校の相談が113件で、合わせて育成相談全体の93.1%をしめている(表10)。

種 別 年 度	相 談 件 数					不 登 校 の 割 合 A / B (%)
	性 格 ・ 行 動	不 登 校 (A)	適 性	し つ け	総 件 数 (B)	
R1	323	131	0	15	469	27.9
R2	263	81	0	9	353	22.9
R3	284	92	0	7	383	24.0
R4	345	95	2	4	446	21.3
R5	340	102	2	19	463	22.0
R6	417	113	0	39	569	19.9

(2) 相 談 の 内 容

性格行動の相談内容の多くは、児童の人格上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、生活習慣の著しい逸脱等である。その他、金銭持ち出し、抜毛、リストカットなどの自傷行為、家庭内暴力に関する相談も多い。これらの問題症状は、児童の精神発達や情緒の問題だけではなく、複雑な家庭環境や親子関係の不調が原因となって二次的な障害として起こっている。

こども家庭センターにおける不登校の相談内容の多くは、学校内でのいじめや人間関係のつまずきのため学校に行きたくないという児童の問題だけではなく、家庭内での様々な出来事から派生している。

不登校と同時に家庭内暴力・反抗等、他の問題行動が重複して発現していたり、不登校の要因として明らかに虐待が疑われたりする場合も多く、不登校の状態は認めつつも対応に緊急性を要する他の相談内容を主訴として受け付けることも多い。

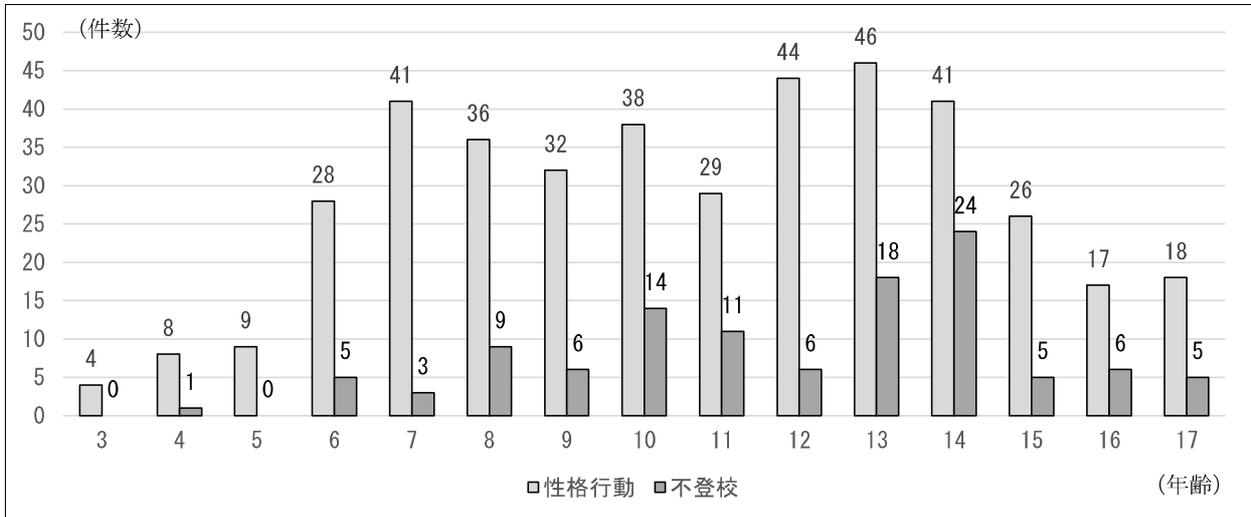
また、スマートフォンの普及により誹謗・中傷等の書き込みからのトラブルに起因する友人関係の悪化や、ゲーム依存で生活リズムが崩れたり正常な対人関係が保てなくなったことが不登校の原因になったり、その反対に不登校状態の中でインターネットに依存するようになるなど、児童がネット社会の影響を大きく受けていることが近年の特徴である。

(3) 年 齢 別 の 状 況

令和6年度の育成相談(総件数569件)のうち、乳幼児期(0歳～5歳)の相談は34件(6.0%)、6～8歳は136件(23.9%)、9～11歳は137件(24.1%)、12～14歳は182件(32.0%)、15歳以上は80件(14.0%)であり、中学生年齢にあたる12～14歳の相談が最も多く約3分の1を占めている。

また「性格・行動」と「不登校」に関する相談の年齢別の状況は図15のとおりであり、いずれも中学生年齢にあたる12～14歳の相談がピークとなっている。

図15 年齢別相談受付件数の状況（性格・行動／不登校相談）



(4) 相談対応の状況

育成相談に対応していく過程において、児童の問題の背後にある様々な問題が見え隠れすることも多い。その内容は、児童自身の発達の問題や家族間の葛藤、家庭を取り巻く関係機関との不調和など多岐にわたる。適切な助言指導で終結することもあるが、継続的な援助が必要な場合は、各種のソーシャルワーク、カウンセリング、心理療法等の技法による援助を行っていくこととなる。

通常は保護者からの任意の相談で受理を行い、援助を進めていくが、家庭内暴力の場合には、危険を感じた保護者の110番通報を端緒とした通告によって相談受理を行うケースもある。

継続指導中に警察や学校からの虐待通告を受理することも多く、その場合は支援第1系の担当者が介入を行い、支援第2系の担当者と連携して児童の安全を守っていく。

令和6年度の相談対応件数は598件であり、その内訳をみると「助言・指導」が220件、「継続指導」が360件などとなっている。

第7章 判 定 指 導

1. 児童心理司と判定指導

こども家庭センターの児童心理司は、判定指導係、支援第2係、発達相談係の3つの係に配属されている。判定指導係は、児童福祉法第11条に基づき「児童及びその家庭につき、医学的、心理学的及び精神保健上の判定と指導を行う」という役割を担い、精神科医と児童心理司の2職種で構成している。

具体的な判定指導係の業務は、精神医学や臨床心理学の知識・技術を用いて、医学的な見地から問診、診察、検査等による医学診断と面接、観察、心理検査等による心理診断を行い、児童の援助（治療を含む）の内容、方針を定める役割を担っている。

2. 心理学的診断

令和6年度の心理診断件数は3,492件であった（図16・表11）。相談種別ごとの件数をみると、障害相談関係が2,451件で最も多く、以下養護相談（虐待含む）、育成相談、非行相談の順となっている。

障害相談では、主に発達に関する心理診断を行っており、心理診断結果をもとに、児童への関わり方や進路についての助言を行っている。障害相談が年々増加していた時期には、平成20年度「発達検査チーム」、平成26

年度には、さらに相談・判定業務体制を強化するために、「障害児相談・検査専任チーム（以下、専任チーム）」が配置された。現在は発達相談係に「発達相談員（面接担当、検査担当）」を配置しており、1,520件の心理診断を行っている（第4章「障害相談の業務」参照）。

図16 心理診断件数の内訳

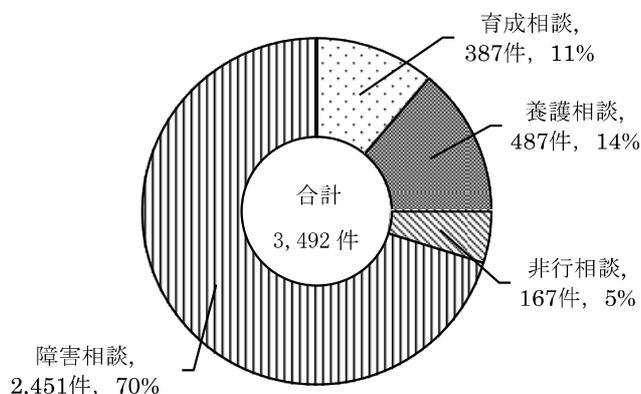


表11 心理診断件数の推移（単位：件）

種別 年度	養護 (虐待)	障害相談				非行	育成	そ の 他	合計 (チーム 含)
		障害	専任	検査	小計				
			チーム	チーム					
R2	430(344)	650	1,205	440	2,295	95	226	1	1,402 (3,047)
R3	462(336)	1,140	1,347		2,487	94	256	0	1,952 (3,299)
R4	414(280)	1,549	1,504		3,053	154	273	0	2,390 (3,894)
R5	450(340)	1,530	1,476		3,006	142	340	0	2,462 (3,938)
R6	487(345)	931	1,520		2,451	167	387	0	1,972 (3,492)

養護相談には、主に児童福祉施設への入所措置や里親への委託にあたっての児童の援助指針を立てるために心理診断を行い、措置した後のフォローアップ等も含まれる。

近年特に、虐待相談件数の増加が著しく、職権一時保護の件数等も増えてきている。一時保護中に児童心理司が心理診断・面接等の対応を行ったケースの状況は、表12のとおりであり、令和6年度は385件であった。一時保護を行っているケースは、緊急性の高いケースが多く、なるべく早期に心理診断を行い、援助方針決定に役立てる必要がある。一時保護となったケース全体のうち、虐待相談は208件（54%）となる。また、一時保護中に対応を行ったケースの約53%に知的障害か発達障害の臨床像が認められ、約51%には被虐待的な臨床像（不適切な養育環境が認められ、その影響が認知・行動・適応面に表れているもの）が認められる。つまり、一時保護を行ったケースには、より専門的な知識や対応が必要になると言える。

表 12 一時保護ケースの内訳(単位:件)

	臨床像					相談種別					
	知的障害	発達障害	被虐待的臨床像	性非行	性被害	障害	育成	非行	養護	虐待	合計
R2	66 (17%)	97 (25%)	205 (53%)	10 (3%)	13 (3%)	1	28	50	40	266	385
R3	80 (21%)	126 (24%)	272 (62%)	15 (4%)	18 (5%)	1	36	42	60	238	377
R4	78 (22%)	100 (28%)	212 (60%)	22 (6%)	20 (6%)	2	28	63	72	188	353
R5	77 (19%)	105 (26%)	236 (59%)	18 (4%)	18 (4%)	0	42	60	54	243	399
R6	83 (22%)	120 (31%)	195 (51%)	9 (2%)	8 (2%)	0	50	59	68	208	385

また、施設入所中の中・高校生、あるいは施設入所中に不適応行動を起こした児童に対する指針を求められることも多い。毎年、児童養護施設に入所している中学2年生を対象に、個別に心理検査を実施し、児童の生活指導や進路決定の際の援助に役立てるようにしている。不適応行動を起こした児童に対する指針としては、必要に応じて心理診断を実施し、その結果をもとに、ケースカンファレンスを行うなどして施設と連携し、その後の生活指導や通所指導などの支援に役立てるようにしている。

近年、障害、育成、非行、養護と相談種別を明確に区別できないケースが増えており、いずれのケースにおいても、児童本人の心理的な動きを理解することだけではなく、家族システムの背景や発達特性、環境面の影響など、多面的な視点からの見立てが求められている。

なお、心理診断指導（発達検査または知能検査、人格検査、その他検査、面接、行動観察を含むもの）の状況については、表13のとおりである。

表 13 心理診断指導件数の状況（単位：件）

心理診断指導	16,551
*発達検査 (K式発達検査・KIDS・SM式社会生活能力検査等)	4,761
*知能検査 (WISC-V、WAIS-IV等)	277
*人格検査 (ロールシャッハ・P-Fスタディ・SCT等)	2,065
*その他の検査 (心の理論・FDT・比喩皮肉テスト等)	151
*面接・観察・指導 (関係者の面接、指導、心理検査結果報告及び、すこやか保育巡回指導を含む)	9,297

3. 医学的診断

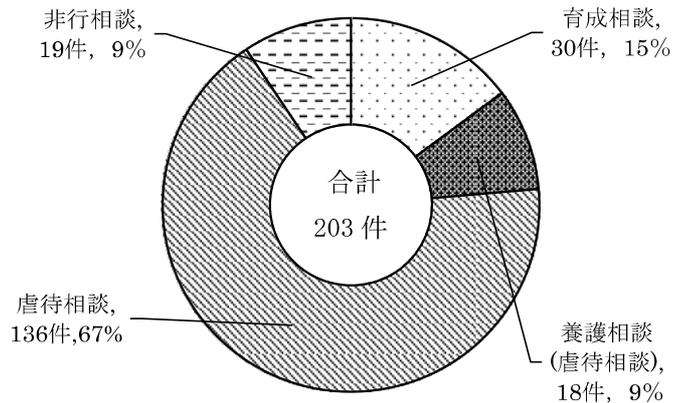
医学的診断としては、一時保護ケース、在宅ケースを問わず、専門医（児童精神科）による診察を実施しており、令和6年度は203件であった（図17）。精神医学的診断件数の推移は、表14のとおりである。最近は、虐待相談を中心に、育成・非行相談など様々なケースで、精神医学的立場からの診察が必要な場合も多い。特に、虐待等によるトラウマの影響や発達障害、精神科関連疾患の見立てなど、児童の援助指針を立てる上では欠かすことができないものである。

また、児童精神科医師は、医学的立場からスーパーバイザーとして児童心理司や児童福祉司に助言指導する役割も果たしている。

図 17 精神科診察件数の内訳

表 14 精神医学的診断件数の推移（単位:件）

種別 年度	養護 ()内 は虐待	障害	非行	育成	その他	合計
R2	226(211)	23	39	62	0	350
R3	210(200)	19	30	45	0	304
R4	186(158)	14	43	42	0	285
R5	217(198)	3	37	53	0	310
R6	154(136)	0	19	30	0	203



4. 継続指導・治療

いずれの主訴の相談においても、心理診断だけではなく、その後の指導や治療にも重点を置いている。継続した指導や治療が必要であると判断されたケースには、児童心理司や児童精神科医が定期的な通所指導や治療を行っている。治療技法は、プレイセラピー、カウンセリング、行動療法、箱庭療法等で、それらを組み合わせて行っている。通所指導や治療件数は年々増加しており、令和6年度の通所治療件数は1,177件であった（表15）。

児童と保護者、あるいはその他（児童福祉施設職員等）を対象とした並行面接の形態での通所治療件数は773件で、児童のみを対象とした面接での通所治療件数は28件であった。通所治療においては、主に児童心理司が児童を、児童福祉司が保護者・関係者を担当するが、ケースによっては、両者の役割を入れ替えたり、一緒に家族の治療に当たったり、柔軟に対応している。

表 15 児童心理司による相談種別通所・治療件数の推移（単位:件）

年度	種別	障害	育成	非行	養護	虐待	その他	合計
	R2	実件数	43	281	132	58	352	2
	延べ数	118	1,336	652	243	1,307	6	3,662
R3	実件数	35	307	147	125	508	0	1,122
	延べ数	134	1,597	819	513	2,247	0	5,310
R4	実件数	38	296	163	169	458	0	1,124
	延べ数	115	1,346	762	744	2,048	0	5,015
R5	実件数	20	294	161	187	488	0	1,150
	延べ数	44	1,378	833	689	2,161	0	5,105
R6	実件数	8	331	162	180	493	3	1,177
	延べ数	19	1,382	885	666	2,144	7	5,103

令和6年度に児童心理司が関わった個別治療を主としたケースの状況は、図18・19に示している。最近の傾向として中卒以上（高校生年齢）も増加傾向にある。相談種別では虐待ケース、育成ケースが多い。治療技法別ではカウンセリングが最も多いが、この中には子どもの興味や状態に合わせてゲームをしたり、手芸やプラモデルを作ったりしながらカウンセリングをするケースもかなりある。これは言語で意思を表現することが苦手な児童を対象とすることが多いので、一緒に遊ぶ中で関係を築き、治療を行っていくことが必要となるためである。

通所回数は児童の状態により、毎週、隔週、月1回また不定期とさまざまである。通所期間も、数回で終了するものからケースによっては数年に及ぶものまでである。その多くは在宅のまま治療に通うこととしているが、改善がはかれない場合は、一時保護所で短期治療を行ったり、長期的な治療を要する場合は、児童福祉施設等を利用したりすることがある。

また、施設・里親宅からの通所、訪問面接も行っている。表16に示したように、令和6年度は施設・里親宅からの通所は322件、訪問面接は267件であった。

令和6年度は、全体の68%が発達障害か知的障害の臨床像を有しており、被虐待的臨床像のあるケースは全体の56%であった。つまり、それらに関する専門的な理解や治療、問題解決につながる助言が求められていると言える。

さらに最近の傾向として、被虐待的臨床像や発達障害、知的障害の臨床像を併せ持つようなケースが増えており、一概に虐待、非行、育成（性格行動）等と区別できないケースが増えていることが特徴としてあげられる。

図18 年代別通所・治療件数

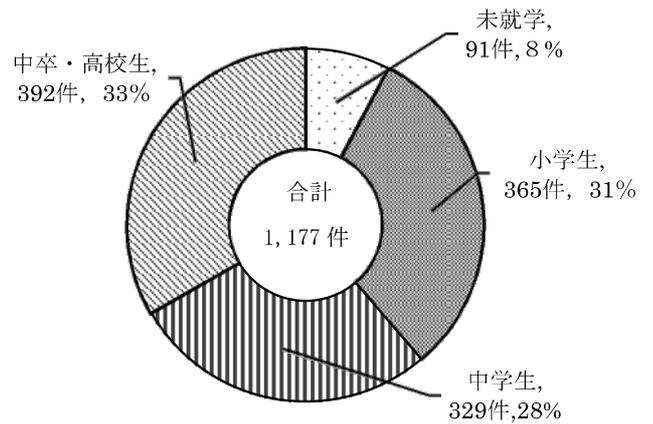


図19 相談種別通所・治療件数

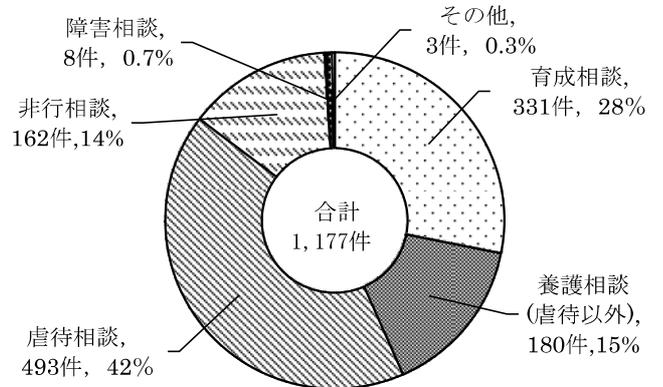


表16 児童心理司による通所・治療ケースの内訳

		臨床像					継続治療形態	
		知的障害	発達障害	被虐待的臨床像	性非行	性被害	施設通所	訪問
R2	実件数	185	349	385	51	31	204	85
	延べ数	859	1,691	1,692	318	128	820	333
R3	実件数	227	479	606	57	37	266	174
	延べ数	1,152	2,526	3,021	381	290	1,130	609
R4	実件数	250	447	608	53	56	266	335
	延べ数	1,121	2,143	2,946	331	360	1,009	749
R5	実件数	272	472	697	44	62	324	333
	延べ数	1,279	2,385	3,156	314	348	1,081	782
R6	実件数	267	530	656	44	54	322	267
	延べ数	1,235	2,573	3,026	322	347	1,146	576

5. 制度や事業に基づく判定・指導業務

障害相談関係では、一般的な相談の他に、療育手帳（表17）、乳幼児健診精密検査等にかかわる判定を行っている。

療育手帳は、早い場合は1歳程度から申請があり、その後2年から5年毎に再判定を行っている（18歳以上は障害者更生相談所において判定を行う）。

表 17 療育手帳に係る判定件数の推移

種別 年度	判定件数	
	新規	再判定
R2	625	960
R3	770	1,254
R4	978	1,357
R5	1,028	1,261
R6	976	808

第8章 一時保護

1. 概要

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。

児童福祉法第33条において、児童相談所長等は、必要があると認めるときに、児童の一時保護を行い、又は、適当な者に委託して一時保護を行わせることができることが定められており、本市においても、一時保護所での一時保護（所内保護）及び児童福祉施設等への一時保護委託を行っている。

2. 一時保護所

一時保護所では、児童指導員・保育士・看護師・栄養士・心理士・学習指導員などの職員が、緊急保護、アセスメント、短期入所指導等を必要とするために入所した児童に行動観察、生活面のケア、教育・学習支援、健康管理等の業務を24時間・365日行っている。

一時保護期間中に、児童の精神的な安定を図るとともに、家庭環境等の社会調査や家族関係の調整等を行い、児童及び保護者の意向を踏まえながら援助方針を決定することになる。

(1) 所内一時保護の状況

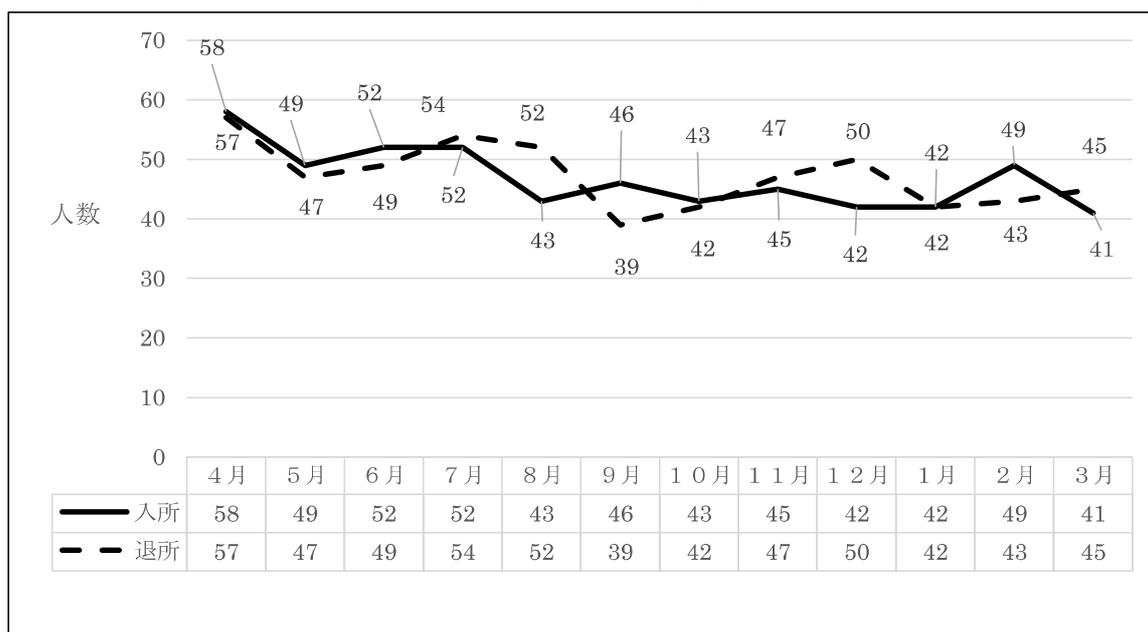
令和6年度に一時保護所で一時保護した児童の状況は表18のとおり。

実人員は562人、延べ人数は15,203人、平均保護人数は41.5人で、いずれも増加しているが、平均保護日数は27.9日となっており、前年度と比較して平均保護日数は減少しているが、平均保護人数は増加している。

表 18 所内一時保護件数の推移

年度	実人員 (人)	延べ人数 (人)	平均保護 日数 (延べ日数/退所人数)	平均保護 人数 (延べ人数/365)
R2	464	12,282	26.5	33.6
R3	414	11,355	27.5	31.0
R4	387	11,203	31.8	30.6
R5	461	13,866	30.8	38.0
R6	562	15,203	27.9	41.5

図20 令和6年度 月別入退所の状況



また、令和6年度の月別の入退所の状況は図20のとおりである。

令和6年度に最も入所人数が多かったのは、4月（58人）であり、最も少なかったのは3月（41人）であった。また、退所人数が最も多かったのは4月（57人）であり、最も少なかったのは9月（39人）であった。年末年始の越年人数は、31人で前年度（27人）と比較し増加した。

(2) 相談種別の所内一時保護の状況

相談種別の構成及び年度推移の状況は表19のとおり。虐待相談を含む養護相談による一時保護件数について、令和6年度は前年度よりも57件と大幅に増加しており、非行相談、育成相談による一時保護件数についても前年度より増加している。

表19 相談種別の所内一時保護件数の推移

(単位：人)

種別 年度	合計	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談
R2	464	353 (76.1) 再掲：虐待 257 (55.4)	63 (13.6)	0 (0.0)	48 (10.3)
R3	414	309 (74.6) 再掲：虐待 207 (50.0)	63 (15.2)	0 (0.0)	42 (10.1)
R4	387	258 (66.7) 再掲：虐待 169 (43.7)	92 (23.8)	0 (0.0)	37 (9.6)
R5	461	304 (65.9) 再掲：虐待 238 (51.6)	105 (22.8)	0 (0.0)	52 (11.3)
R6	562	362 (64.4) 再掲：虐待 266 (47.3)	118 (21.0)	0 (0.0)	82 (14.6)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比〔単位：％〕

(3) 年齢別の所内一時保護の状況

年齢別の状況は表20のとおり。なお、2歳未満の児童は、原則として乳児院に一時保護委託を行っている。

表20 年齢別所内一時保護件数の推移

(単位：人)

年齢 年度	合 計	2 歳 未 満	2 ～ 5 歳	6 ～ 11 歳	12 ～ 14 歳	15 歳 以 上
R3	414	3 (0.7)	73 (17.6)	159 (38.4)	117 (28.3)	62 (15.0)
R4	387	1 (0.3)	71 (18.3)	121 (31.3)	126 (32.6)	68 (17.6)
R5	461	2 (0.4)	71 (15.4)	139 (30.2)	141 (30.6)	108 (23.4)
R6	562	0 (0.0)	96 (17.1)	167 (29.7)	159 (28.3)	140 (24.9)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比〔単位：％〕

(4) 所内一時保護児童の措置状況

所内一時保護児童の措置の状況は表21のとおり。

令和5年度と比較すると、令和6年度は、児童福祉施設入所の件数が増加しており、特に児童養護施設入所の件数が2倍以上増加している。

表21 所内一時保護児童の措置件数の推移

(単位：人)

年 度	児 童 福 祉 施 設 入 所				帰 宅	他の児童 相談所 に移送	家 庭 裁判所 送 致	そ の 他	合計
	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	そ の 他 の 児 童 福 祉 施 設	小 計					
R2	41 (9.0)	20 (4.4)	22 (4.8)	83 (18.2)	345 (75.5)	8 (1.8)	2 (0.4)	19 (4.2)	457
R3	60 (14.2)	14 (3.3)	11 (2.6)	85 (20.0)	320 (75.1)	7 (1.6)	4 (0.9)	10 (2.3)	426
R4	88 (21.8)	16 (4.0)	10 (2.5)	114 (28.3)	274 (68.0)	6 (1.5)	2 (0.5)	7 (1.7)	403
R5	42 (9.3)	16 (3.6)	23 (5.1)	81 (18.0)	313 (69.6)	21 (4.7)	0 (0.0)	35 (7.8)	450
R6	100 (16.8)	20 (3.4)	27 (4.5)	147 (24.7)	414 (69.7)	10 (1.7)	3 (0.5)	20 (3.4)	594

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比〔単位：％〕

3. 一時保護委託

令和6年度の一時保護委託件数は647件であり、令和5年度より161件増加している。委託先で最も多いのは警察で40.2%、次いで児童養護施設が26.2%、乳児院が16.4%となっている。

委託児童の措置件数については、全体の28.4%が家庭引き取り（帰宅）であり、42.7%が児童福祉施設入所であった。令和5年度と比較すると、児童福祉施設入所の件数が35件、里親委託が3件増加している。

表22 一時保護委託先

(単位：人)

年度	合計	警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他
R2	526	242 (46.0)	83 (15.8)	108 (20.5)	51 (9.7)	42 (8.0)
R3	448	187 (41.8)	70 (15.6)	143 (31.9)	15 (3.3)	33 (7.4)
R4	431	203 (47.1)	69 (16.0)	109 (25.3)	8 (1.9)	42 (9.7)
R5	486	212 (43.6)	76 (15.6)	130 (26.7)	10 (2.1)	58 (11.9)
R6	647	260 (40.2)	106 (16.4)	170 (26.2)	47 (7.3)	64 (9.9)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比 [単位：%]

表23 一時保護委託児童の措置件数の推移

(単位：人)

年度	合計	児童福祉施設入所	里親委託	家庭裁判所送致	帰宅	その他
R2	526	95 (18.1)	14 (2.7)	0 (0.0)	134 (25.5)	283 (53.8)
R3	448	117 (26.1)	2 (0.4)	0 (0.0)	133 (29.7)	196 (43.8)
R4	431	184 (42.7)	3 (0.7)	0 (0.0)	88 (20.4)	156 (36.2)
R5	486	241 (49.6)	1 (0.2)	1 (0.2)	125 (25.7)	114 (23.5)
R6	647	276 (42.7)	4 (0.6)	0 (0.0)	184 (28.4)	183 (28.3)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比 [単位：%]

第9章 里親委託

1. 里親制度

(1) 概要

里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を里親へ委託する制度である。

児童福祉法第11条第1項第2号により、里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、児童と里親のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を児童相談所の業務として位置づけており、里親養育支援児童福祉司等が、外部の関係機関等とも連携しながら、これらの業務を行っている。

(2) 里親の種類

養育里親	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という）を養育することを希望する里親
養子縁組里親	要保護児童について養子縁組によって養親となることを希望する里親
親族里親	下記の掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親 (1) 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族 (2) 両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない児童の養育を希望する者
専門里親	2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童、身体、知的、精神に障害がある児童を養育する里親

(3) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

ファミリーホームは、社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で育てることができるよう、児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づき、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うもの（第2種社会福祉事業）であり、本市では、市内6ヶ所に設置されている。

(4) 家庭と同様の環境における養育の推進

里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする児童を養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」であり、社会的な責任に基づいて提供される養育の場である。

児童の援助にあたっては、まずは、児童が家庭においてすこやかに養育されるよう、保護者を支援する必要があるが、家庭における養育が適当でない場合は、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を行うこととされ、里親やファミリーホームへの委託を原則として検討することが求められている。

(5) 里親委託の効果

社会的養護を必要とする児童を里親やファミリーホームにおいて養育することにより、次のような効果が期待できる。

①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという

安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる。

②里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる。

③家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる。

2. 里親登録の状況

本市における里親登録数は、表24のとおり。

養子縁組里親の登録者は養育里親としても登録しているため、全体の登録者数は、養育里親の登録者数及び親族里親の登録者数と一致している（専門里親登録者は、制度上、養育里親への登録が必要なため内数となっている）。

表 24 里親登録の状況 ※各年度4月1日現在の世帯数・人数 (単位:人)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	世帯数	人数								
養育里親	156	289	169	313	169	313	174	322	176	325
(再掲)専門里親	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3
養子縁組里親	(74)	(145)	(86)	(168)	(91)	(176)	(98)	(189)	(101)	(195)
親族里親	5	6	4	5	5	7	4	7	6	10
里親登録者数(※)	161	295	173	318	174	320	178	329	182	335

※里親登録者数は、養育里親と親族里親の登録者数の合計と一致（専門里親は養育里親の登録者であること、また養子縁組里親登録者は養育里親としても登録していることによる。）

3. 里親委託の状況

本市における里親委託（ファミリーホームへの委託・市外里親への委託を含む）の推移は、表25のとおり。また、委託児童の年齢別の構成は表26のとおり。

表 25 里親委託の推移 (単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度当初の委託児童数		60	63	62	62	58
年度内の里親委託数		15	10	11	9	23
解除	養子縁組	3	3	1	4	1
	満年・自立	3	2	4	6	3
	家庭引き取り	6	2	2	0	3
	措置変更	0	4	4	3	5
	計	12	11	11	13	12
年度末の委託児童数		63	62	62	58	69

表 26 委託児童の年齢

(単位:人)

	0～2 歳	3～6 歳	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	その他	計
児童数	9	11	11	17	14	6	1	69
構成比	13.0%	15.9%	15.9%	24.6%	20.3%	8.7%	1.5%	100%

4. 里親支援の取組

(1) 里親支援機関

里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行うため、本市においては、平成25年度より里親支援機関の指定を行っており、令和7年4月現在は次の22団体が指定されている。

[里親支援機関]

- ①里親支援専門相談員を配置している乳児院（3ヶ所）及び児童養護施設（13ヶ所）
- ②児童家庭支援センター（5ヶ所）
- ③公益社団法人家庭養護促進協会（1ヶ所）

(2) 里親支援専門相談員

乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を配置する目的は、これらの施設に里親やファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所や他の里親支援機関等と連携し、施設の機能や専門性を活かし、里親等やその養育される児童を支援することにより、里親等委託の推進及び里親等支援の充実を図ることにある。

本市においては、令和7年4月現在、3ヶ所の乳児院及び13ヶ所の児童養護施設に里親支援専門相談員が配置されている。

[里親支援専門相談員の業務]

- (1) 所属施設の在籍児童の里親等委託の推進
- (2) 所属施設に在籍していた児童が委託されている里親への支援
- (3) 所属施設に在籍していた児童以外の里親等委託の推進
- (4) 所属施設に在籍していた児童以外の児童が委託されている里親への支援
- (5) 里親等を対象とした研修やトレーニング等
- (6) 里親等への委託後又は委託解除後の児童の自立支援

(3) 里親への研修

里親を対象とした研修として、①里親登録のための基礎研修、②登録前研修、③更新研修、④その他養育技術向上のための研修等を実施（公益社団法人へ委託）している。

また、平成30年度より、委託前の里親を対象とした里親制度や子育てに関する知識の向上及び委託前の不安解消を目的としたトレーニング事業として「子どもを迎えるための準備講座」を実施（社会福祉法人へ委託）している。

〈資料〉

統計

1. 令和6年度に受理した相談及び対応の状況

1- (1) 年齢別・相談区分別件数

(単位：件)

年齢別	相談区分	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)			
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動等相談	不登校相談	適性相談			しつけ相談	児童虐待通告	いじめ相談	児童買春等被害相談
0歳		193	63	0	0	0	8	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	271	198	0	0
1歳		198	13	0	0	0	51	0	23	0	0	0	0	0	0	1	0	286	199	0	0
2歳		192	21	0	0	0	337	0	72	0	0	0	0	0	0	0	0	622	194	0	0
3歳		214	20	0	0	0	644	0	162	0	0	0	4	0	0	1	0	1,045	217	0	0
4歳		172	17	0	0	0	378	0	136	0	0	1	8	1	0	7	0	720	174	0	0
5歳		171	31	0	0	0	396	0	178	3	1	1	9	0	0	3	0	793	179	0	0
6歳		163	25	0	0	0	190	0	124	0	0	7	28	5	0	3	0	545	171	0	0
7歳		172	22	0	0	0	190	0	153	2	2	2	41	3	0	4	0	591	174	0	0
8歳		180	15	0	0	0	147	0	193	2	11	11	36	9	0	7	0	611	182	0	0
9歳		158	18	0	0	0	126	0	157	1	9	14	32	6	0	1	0	522	163	0	0
10歳		174	23	0	0	0	98	0	103	0	12	16	38	14	0	4	0	482	183	0	0
11歳		214	22	0	0	0	91	0	121	0	10	13	29	11	0	2	0	513	219	0	0
12歳		186	24	0	0	0	61	0	138	0	17	28	44	6	0	0	0	504	194	0	0
13歳		170	18	0	0	0	65	0	138	1	29	54	46	18	0	1	0	540	173	0	0
14歳		147	23	0	0	0	41	0	115	0	43	26	41	24	0	2	0	462	151	0	0
15歳		154	14	0	0	0	39	0	35	0	51	1	26	5	0	1	0	326	157	0	0
16歳		128	10	0	0	0	30	0	85	0	38	2	17	6	0	1	0	317	130	0	0
17歳		103	34	0	0	0	23	1	31	0	18	0	18	5	0	1	0	234	105	0	0
18歳以上		1	30	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	39	1	0	0
計		3,090	443	0	0	0	2,915	1	1,975	9	241	176	417	113	0	39	4	9,423	3,164	0	0
1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査(再掲)		0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35			
3歳児精神発達精密健康診査(再掲)		0	0	0	0	0	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152			

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(再掲)	160
里親、養親希望に関する相談	67

1-(2) 相談区分別・対応の状況

(単位：件)

相談区分		対応区分		対応件数																	未処 理件数 (年度末現在)	施設入 所待機 (再掲)		
				面接指導			児童 福祉 司指 導	児童 委員 指 導	児童 家庭 支 援セ ンタ ー	指 導・ 指 導委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致・ 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設		指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他			計	施設入 所待機 (再掲)
				助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋								入 所	(再 掲) る 家 庭 裁 判 所 送 致 法 第 27 条 の 3 に よ る									
養護 相談	児童虐待相談	2,216	248	106	15	0	16	552	0	0	45	0	0	0	1		0	0	3,199	0	321	0		
	その他の相談	224	112	2	2	0	1	0	0	0	27	0	0	0	12		2	23	405	0	38	0		
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
障害 相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		
	言語発達障害等相談	2,786	18	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		0	7	2,813	0	484	0		
	重症心身障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	1	0	0	0		
	知的障害相談	1,818	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	22	1,847	0	388	0		
	発達障害相談	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	12	0	2	0			
非行 相談	ぐ犯行為等相談	102	116	2	4	0	0	0	0	3	6	0	0	0	1	0	0	5	239	0	20	0		
	触法行為等相談	91	53	2	1	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	1	0	2	159	0	29	0		
育成 相談	性格行動相談	166	249	2	1	0	0	0	0	0	9	0	0	0	1		0	1	429	0	31	0		
	不登校相談	38	87	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		0	2	129	0	6	0		
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		
	育児・しつけ相談	16	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	40	0	5	0		
その他の相談		2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			2	10	0	6	0		
計		7,471	920	114	26	0	17	552	0	9	92	0	0	0	15	1	2	64	9,283	0	1,330	0		
(再掲)	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		

2. 受理した相談の区分別等の推移

2- (1) 相談区分別の推移

(単位：件)

相談区分 年度	養護 相談	保健 相談	心身障害相談					ぐ 犯行為 等相談	触 法行為 等相談	育成相談					そ の 他 の 相 談	合 計	
			肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 発 達 障 害 相 談	重 症 ・ 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談			計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し っ け 相 談			計
25	981	0	11	2,560	10	1,366	6	3,953	175	252	269	110	0	0	379	7	5,747
26	1,247	0	22	3,090	6	1,622	7	4,747	140	217	296	129	0	5	430	0	6,781
27	1,384	0	16	3,301	32	1,600	20	4,969	152	152	295	126	0	7	428	2	7,087
28	1,732	0	17	3,445	3	1,759	27	5,251	141	188	242	103	0	4	349	1	7,662
29	2,105	0	18	3,183	18	1,880	43	5,142	153	153	264	133	0	3	400	2	7,955
30	2,343	0	1	3,454	3	1,911	7	5,376	184	154	330	147	1	10	488	2	8,547
元	2,686	0	1	3,219	1	1,962	3	5,186	161	146	323	131	0	15	469	3	8,651
02	3,063	0	0	2,839	2	2,057	1	4,899	125	160	263	81	0	9	353	4	8,604
03	3,215	0	3	2,930	3	2,159	3	5,098	131	178	284	92	0	7	383	1	9,006
04	3,016	0	1	2,734	6	2,294	25	5,060	197	221	345	95	2	4	446	10	8,950
05	3,207	0	0	2,817	0	2,035	5	4,857	234	196	340	102	2	19	463	1	8,958
06	3,533	0	0	2,915	1	1,975	9	4,900	241	176	417	113	0	39	569	4	9,423

2- (2) 相談経路別の推移

(単位：件)

経路区分 年度	都道府県・市町村				児童福祉施設			児童 家庭 支 援 セ ン タ ー	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所等		学 校 等			里 親	児 童 委 員 会	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	福 祉 事 務 所	児 童 委 員 会	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 発 達 医 療 機 関				保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
25	38	3	1,772	522	4	108	1	4	469	12	415	19	0	49	0	8	3	1,950	294	29	47	5,747
26	61	0	2,195	581	11	133	1	4	487	14	457	38	0	49	0	4	2	2,377	304	38	25	6,781
27	2,618	0	54	284	254	128	2	6	542	8	377	38	1	51	0	10	4	2,352	301	28	29	7,087
28	2,863	0	521	402	70	101	1	2	856	5	0	64	3	105	0	9	3	2,318	275	25	40	7,662
29	2,885	3	543	395	13	130	0	1	1,082	11	0	45	4	105	0	15	0	2,354	303	38	28	7,955
30	3,012	0	526	385	8	179	0	2	1,498	11	0	39	0	64	0	18	0	2,404	314	25	62	8,547
元	3,066	0	511	472	1	99	0	1	1,551	3	0	31	1	133	0	12	4	2,255	430	42	39	8,651
02	3,025	0	541	318	5	87	0	2	1,699	5	0	25	0	103	0	8	1	2,067	621	50	47	8,604
03	3,081	0	569	292	6	71	0	4	1,874	5	0	28	3	118	0	13	5	2,229	616	56	36	9,006
04	3,331	0	356	281	4	87	1	5	1,955	1	0	41	9	95	3	14	0	2,254	400	39	74	8,950
05	3,119	0	491	250	10	97	0	7	1,948	1	0	32	11	121	1	7	2	2,249	468	59	91	8,964
06	2,987	0	493	291	3	70	2	8	2,122	2	1	46	12	159	3	12	0	2,566	467	84	95	9,423

2-(3) 対応区分別の推移

(単位：件)

処遇区分 年度	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 司 の 指 導	市 町 村 へ 送 致	児 童 委 員 の 指 導	里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	児童福祉施設入所・通所							指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	家 庭 裁 判 所 へ 送 致	面 接 指 導				そ の 他	合 計
							児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 養 護 施 設	乳 児 院	障 害 児 入 所 施 設	障 害 児 通 園 施 設	そ の 他 施 設	計			他 の 機 関 に 幹 旋 ・ 紹 介	継 続 指 導 (二 回 以 上)	助 言 指 導 (二 回 の み)	計		
25	1	5	—	0	11	4	19	48	32	4	5	12	120	0	11	27	714	4,526	5,267	98	5,517
26	5	11	—	0	8	2	21	75	30	3	2	4	135	0	9	35	831	5,394	6,260	114	6,544
27	10	8	—	0	19	2	22	78	25	9	0	18	152	0	2	38	870	5,445	6,353	123	6,669
28	6	20	—	0	20	2	17	82	26	4	4	13	146	0	5	42	294	6,920	7,256	187	7,642
29	18	10	402	0	13	1	17	84	27	5	4	16	153	0	2	55	362	6,727	7,144	40	7,783
30	10	11	597	0	19	1	21	70	25	2	15	7	140	0	7	54	368	6,576	6,998	49	7,832
元	3	22	806	0	21	3	20	80	33	3	2	5	143	0	4	84	456	6,497	7,037	65	8,104
02	0	31	796	0	11	4	8	56	15	9	0	8	96	1	1	107	430	6,196	6,733	28	7,701
03	5	29	777	0	7	3	16	60	14	5	0	8	103	0	3	108	436	6,182	6,726	26	7,688
04	7	7	630	0	5	7	18	59	33	2	0	21	133	0	2	99	324	7,435	7,858	115	8,764
05	11	15	512	0	9	8	14	82	24	2	0	6	128	1	0	75	606	7,710	8,391	143	9,218
06	9	26	552	0	15	17	16	47	26	2	0	3	94	0	1	114	920	7,471	8,505	143	9,283

3. 令和6年度 実習生受入実績

1. 一時保護係（保育専攻等）

学 校 名	期 間	日 数	人 数
神戸女子短期大学	令和6年8月19日～令和6年8月29日	10日間	1人
関西国際大学	令和6年9月9日～令和6年9月19日	10日間	1人
頌栄短期大学	令和7年2月10日～令和7年2月20日	10日間	1人

2. 支援第1係・支援第2係・発達相談係（社会福祉専攻等）

学 校 名	期 間	日 数	人 数
神戸女子大学	令和6年7月30日～令和6年8月30日	23日間	1人
大阪公立大学	令和6年8月15日～令和6年9月18日	24日間	1人
関西福祉科学大学	令和6年8月15日～令和6年9月17日	23日間	1人
神戸学院大学	令和6年8月7日～令和6年9月9日	23日間	1人
関西学院大学	令和6年8月15日～令和6年9月19日	25日間	1人

3. 判定指導係（心理専攻等）

学 校 名	期 間	日 数	人 数
神戸親和大学大学院	令和6年5月13日～令和6年8月19日	13日間	1人
	令和6年10月7日～令和7年1月27日	13日間	1人
神戸親和大学	令和7年2月3日	1日間	7人
神戸女学院大学大学院	令和6年5月7日～令和6年7月30日	13日間	1人
	令和6年10月1日～令和6年12月24日	13日間	1人
関西学院大学大学院	令和7年2月26日	1日間	5人
関西国際大学	令和6年12月13日	1日間	27人

笑顔を求めて ―神戸の児童支援―

令和6年度 事業報告

発行 神戸市こども家庭局こども家庭センター

令和7年12月

電話 078-599-7300

FAX 078-977-8085

所在地 〒652-0862 神戸市兵庫区上庄通1丁目1番27号